

第67回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

平成27年6月10日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上 月 支 所 長	中 石 嘉 勝
	南 光 支 所 長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆様、おはようございます。昨日に引き続き、今日も全員ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

今日は、5名の方の一般質問を予定をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

町長におかれましても、答弁のほどをよろしくお願いします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の皆さん方におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、一般質問であります。

8名の議員から一般質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、初めに7番、岡本義次君の発言を許可いたします。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7番議席、岡本義次でございます。

先週の土曜日、日曜日、南光地区や三日月地区の田植えも最中でございました。順調よく田も苗植えられて、秋にはたわわに実って豊作になるように願っておるところでございます。

今日は、2件の一般質問をさせていただきます。

1件目は、夢ある教育・きらめきプラン検証についてでございます。もう1件につきましては、猿の害、猿害については、議員席からの質問とさせていただきます。

では、先日、第2期佐用町教育振興基本計画の夢ある教育・きらめきプランをいただきました。

そのことで、次のことを伺っていきます。

1つ、夢ある教育をどのように教えていくのでしょうか。

1つ、道徳をどのように、身につけさせるのでしょうか。

1つ、豊かな心の育成をどのようにしていくのでしょうか。

1つ、体力の向上をどのようにしていくのでしょうか。

1つ、読書活動をどのようにしていくのでしょうか。

1つ、食育についてどのようにしていくのでしょうか。

1つ、佐用郡の小中学生の学力は他と比べてどのぐらいのレベルにあるのでしょうか。

1つ、佐用郡の小中学生の体力は他と比べてどのぐらいなレベルにあるのでしょうか。

1つ、学校でのいじめはありますか。

1つ、小中学生の不登校生は、現在、何人いらっしゃるのでしょうか。

1つ、今、盛んに自転車の問題が起きておりますが、それら子供たちの自転車に対する保険はどうなっているのでしょうか。

1つ国道の歩道の方で、自転車での通行認可は得ているのでしょうか。

このことについて伺っていきます。この場からの質問といたします。よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 皆さん、おはようございます。

4月から2カ月余りたちまして、小中学校とも各学校の行事、郡域の行事等々目的を達成して終わっております。

実は、今日、南光・三日月・三河小学校の3校が合同で自然学校をしておりますけれども、家島のほうへ海を体験しに行っております。いい天気でもよかったなと思っております。

それでは、岡本義次議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成22年度の第1期佐用町教育振興基本計画に従って行ってきました5年間の取り組みを検証して、平成27年3月、第2期基本計画を策定いたしましたところでございます。

まず、夢ある教育をどのように進めるかのご質問にお答えいたします。

佐用の教育は、「人生は希望があってこそ生きがいがあり、希望の生活にのみ充実が期される」という「夢ある教育」の理念のもと進めてまいっているところでございます。このことは、兵庫県教育委員会が平成27年度、今年度の重点的な取り組みの1つでありますキャリア教育の進め方とも関連しているところもでございます。子供たちが夢を持つことは、一人一人が生涯を見据えて、学ぶ意欲や目的を見だし、充実した人生を送る基盤を形成することが重要だと考えております。

小学校段階では、自分の良いところや得意なことを見つけたり、1年間を振り返りながら、自分の頑張りや成長に気づき、自尊感情を育成したいと考えております。

中学校段階では、自分自身をしっかりと見つめ、見直ししながら、将来を見つめ、進路について考えると同時に、人と人とのつながりについても考える機会を与え、社会の中で生きていくこと、ひいては、人生を創造できるよう学校教育をはじめ、様々な場面において指導してまいりたいと考えております。

2つ目の道徳をどのように身につけさせるかというご質問でございますが、道徳教育は、道徳性を養うことを目標として、各教科、外国語活動、これは小学校でございます。総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮しつつ適切な指導を行わなければならないものでございます。

まず、週1時間の道徳の時間を、道徳的实践力つまりは、心を育成する時間と位置づけるとともに、それらの内面が実際の言葉や行動として現れる場を、道徳的实践の場として整理しております。例えば、中学校の「トライやる・ウィーク」、小学校での「自然学校」等や、さまざまな地域行事、家庭生活全てが体験活動の実践の場と捉え、意図的・計画的に実施するよう、学校では特別活動を中心にし、学校教育全体で取り組んでおります。心を育てる道徳の時間と体験活動の場を両輪の軸として、相互に不十分なところを補充させながら道徳教育を充実させ、子供たちの道徳性を高めるための取り組みを進めているところでございます。

3つ目の豊かな心の育成をどのようにするかとのご質問でございますが、豊かな心を育成するためには、先ほども申し上げましたように、学校の教育活動全体を通じた道徳教育、命の大切さや共生の心を育む人権教育の充実をはじめ、芸術文化等にふれたり、特別活動を中心とした地域と連携した体験活動を充実させることが大切であると考えております。

県教育委員会の事業である中学校1年生のわくわくオーケストラ教室への参加や県立ものづくり大学での体験活動、町の関係各課と連携した小学校での芸術鑑賞会などの文化活動の充実、町図書館と連携した読書の推奨、各学校での特別活動での体験活動を充実させるとともに、ふるさと意識を醸成することを本年度の重点目標として計画するように各学校に指導しておるところでございます。

4つ目の体力の向上についてのご質問にお答えします。

子供たちの体力にかかる課題は、以前のように、農作業や実生活の中で基礎体力を向上させる場面が減少していることも1つの要因であると言われております。

現在、中学校は通常の授業の上に、全員入部の部活動で、多くの生徒が運動系の部に所属しております。その中で、個々の競技力の向上とともに、基礎体力の育成も考えながら、練習を積み重ねているところでございます。

小学校でも学校体育活動の一環として基礎体力作りのあり方を考え、縄跳びや水泳の泳力を級として示し、子供たちに目標を持って取り組めるように努めております。また、駆け足等では、運動場を1周するたびにマスに色を付けたりしながら自分の頑張りを振り返るとともに次への意欲となるようなはげみカードを作成し、これらを季節にあわせ、実施しているところでございます。

5つ目の読書活動をどのようにするかとのご質問にお答えいたします。

各学校においては、朝の学習タイムに読書の時間を設定したり、給食の待ち時間を活用するなど、短時間でも本に親しむような時間を設定したり、大人が一方的に本を紹介するのではなく、子供同士で読んだ本を紹介し合って、興味を高めたりしております。

また、町の図書館と連携し、ストーリーテリングや読み聞かせを定期的実施したり、ノーテレビ、ノーゲームデーを実施したり、親子のふれあいの時間となる日を設定したり、それらの日を親子読書の日と位置づけたりしながら、学校のみならず家庭での読書の習慣化になるよう努めております。

6つ目の食育についてでございますが、各学校で食育全体計画や推進計画を立案し、各教科や特別活動の中で機会あるごとに食育につながる言葉かけや指導を計画的に行っております。県教育委員会の文言を引用するならば、日常の中での短時間で行う「ちょこっと食育」を各学校で継続的に実施し、食に関する知識と食を選択する力を習得させるとともに、実践への意欲を高めるための指導を行ってまいります。

また、保護者に対しては、給食試食会やPTA参観日、長期休業前の懇談会での食育の啓発や給食だより等をとおして、家庭や保護者に食の重要性や食から健康を考えるなど、健全な食生活について発信し、保護者や地域の意識の向上になるよう努めているところでございます。

7つ目と8つ目の佐用郡の小中学生の学力と体力は他と比べてどのくらいかというご質問でございますが、まず、学力面ですが、本年度実施した全国学力学習調査の結果はまだまいっておりませんので、本年度の町の学力学習調査の国語、算数、中学校は数学等についての結果から、小中学生とも各学年全て、全国平均とほぼ同様であります。平均点から見ますとほぼ同程度との業者による判定となっております。今後は、さらに佐用町教育委員会、また、実施の策定委員会等で中身を精査してまいります。本年度3年目の実施となっておりますので、昨年度と比較しますと少しずつではありますがありますが、子供たちの向上の跡は見ております。この調査の活用にあたっては、教育委員会におきましても、子

供たち一人一人の学習における課題を明確にするための調査と位置づけておりますので、各都道府県別の順位や市町村別の順位については公表されておられません。

体力面につきましては、小中学生とも、体力全体で見れば、調査した、全国と比較できる小学5年、中学2年で見てみますと、平均かやや上回っている状況でございます。細かく見ていきますと、握力、上体おこし、反復横跳び、50メートル走などは、平均か平均をやや上回っております。全国的な課題でもあります柔軟性については、平均か、やや下回っております。各学校では、この課題を意識して、授業の中で継続的な積み重ねの指導を実施するよう指導をしているところでございます。

9つ目の学校でのいじめがあるかというご質問にお答えいたします。各学校では学期ごとのアンケートなど、年間複数回の実施により、子供たちの心の状況等の把握に努めておりますが、平成25年度は中学校で3件、小学校で2件のいじめを把握しました。平成26年度は、小中学校ともゼロ件であります。学校のアンケートにおいては、最近いじめられたことがあるとの回答も数名おりました。その時点で、すぐに状況を聞き取り、両者ともに気持ちの区切りをつけて、今、現在、生活しているところでございます。

このことにつきましては、どこの学校でもいつでも起こり得るとして、今後とも未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、いじめは絶対に許される行為ではないとの視点で継続的に指導をしてまいります。

10番目の小中学生の不登校生は何人かのご質問でございますが、平成26年度は、不登校生徒は、中学校に9名おりました。平成27年度は、現在1名でございます。昨年度、不登校だった生徒6名も、学年の進級にともない、現在は、学校に登校できる状況でございます。年度の変わり目や修学旅行等々をきっかけに、生徒自身が登校への意欲を高め、家庭と学校が連携して生徒を支えている状況でございます。今後も、担任を中心とし、スクールカウンセラーをはじめ、関係機関と連携して、その子に合った支援を継続的に行い、登校が続けられるよう努めてまいります。

11番目の自転車の保険の加入についてお答えいたします。これまでの自らのケガ等による自分のための保険から、子供であっても自転車の走行中の事故によっては加害者になることが社会問題となったことから、損害賠償に関する保険についてのご質問かと捉えています。兵庫県においても、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、平成27年4月1日から施行になり、自転車保険への加入義務化については本年10月1日から施行となります。このことにつきましては、兵庫県企画県民部交通安全室長からの依頼も受け、兵庫県安全協会等の保険の案内を昨年度末に学校を通じ保護者に周知するとともに、各学校のPTAの会におきましても保険加入が義務化されることの周知を行っているところでございます。義務化ですので、保護者の責任においてその趣旨を理解いただき加入をお願いしているところでございます。

12番目の国道の歩道の自転車の通行許可は得ているのかとの質問でございますが、平成27年6月1日から、道路交通法が改正され、悪質な自転車の運転者に対する罰則が厳しくなりました。

佐用町では、佐用警察署との連携のもと、全ての小中学校で交通安全教室を4月に実施しております。その中で特に自転車の交通ルールについては事細かく指導していただいております。

議員もご存じかと思いますが、自転車通行可の道路標識がある歩道の時は通行可能です。しかし、その標識がない歩道においては、13歳未満、小学生である場合や70歳以上である場合、また、障害のある方の場合には歩道を通行できますが、それ以外は、車道を通行することになっております。よって中学生は、車道を通ることを指導しております。

先ほど、道德教育についてのご質問がありましたけれども、自他ともに命を守るととも

に、自分の思いを最優先するのではなく、人に迷惑をかけないなどの規範意識を育成し、その実践の場の1つにこの自転車の通行の仕方にも生かされることを期待しているところでございます。

今後も継続した登下校の交通安全を含め、継続的に指導してまいります。

最後に、これら、あらゆる分野の基礎となる部分やきっかけを学校教育の中で行っているわけですが、これらは学校のみでの取り組みで身につくものではございません。就学前教育の保育園・幼稚園をはじめ、学校と家庭・地域の連携を一層密にし、関係機関の連携と協力のもと、佐用町の教育を推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げ、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 今、教育長から順次説明を受けたわけでございますけれど、最初の夢ある教育、自分のよいところというようなことで、学校へ行った時に、それぞれ将来はどのようにやりたいとか言って、後ろに教室の中に掲示してあるクラスもありますが、ないクラスもあります。

ですから、私はやっぱり、こういういいことについては、自分の将来、こういうようなものになりたいということであれば、どの学校、どの学年、どのクラスもやっぱりみんなが自分の目標を持って、毎日、階段一歩ずつ上がるように、何事も一足飛びにはできませんが、自分がそうやって目標を掲げておくことによって、それに達することが、努力していくことが、それに近づいていくということになりますので、そのよいことについては、どの学校、どのクラスも全生徒に、そういうことをして、クラス、教室の後ろにでも張って、各自が努力するようにやっていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） おっしゃるとおりで、今日は時の記念日であります。教育委員会事務局の職員にも時の記念日であるから、今日は時間を大切に生活してみたいと、そういう話をしたところです。

学校でも、朝から下校するまで、いかに時間、また目的を持って生活していくか、そして1日、1週間、1カ月、1学期、そして1年と、こういうスタンスで学校運営しているわけですが、子供たちは、発達段階によって、例えば、小学校1年生で目的と言っても、なかなかわからない。だから、それをどうするか。また、3年生ぐらいになったらどうするか。5年生、6年生はどうするか。多分、5年生であれば、自然学校頑張るとか、多分、そういうものが出てくるだろうと思いますし、6年生になれば、最上級学年になりますので、子供たち、自分の妹や弟をしっかりと見ないかとか、6年生はしっかりとせなかとか、そういう中身が出てくるかと思います。中学校も同じだろうと思うんですが、掲示する、しないはともかくとして、掲示するのも教室の範囲に限られてますので、いろいろな子供たちの作品を張ったり、それぞれの先生は、教室環境づくりというものをしているわけです。その中で、どういうものを、今、掲示をすればいいのか。それも学校全体でどうすべきか。いや、学年でどうすべきか。上級学年はどうすべきか。いろいろな

ことを考えてしておりますので、ぜひ今、議員がおっしゃるように掲示して、毎日見ながら生活することは非常に大事なことで、私も、そのように思っております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 各自が 1 枚ずつ大きな掲示じゃなくっても、その 1 枚のやつにまとめて、それぞれの自分が将来、例えば、大きくなったら保育園の先生になりたいとか、また、お巡りさんになりたいとかいうような希望があれば、そういうようなことを 1 枚の紙にでも書いて、そこへ掲示して、それに向かって自分が努力していくというふうに思っております。

それから、2 番目のトライやる・ウィークも、この間もあったわけなんですけれども、そのトライやる・ウィークをすることによって、働くことの難しさ、社会との、そういうこんな体験をすることによって自分が将来大きくなって、やっぱりお父さんやお母さんは、こういうところで働いて頑張ってくれておるんやなということが、わかると思うんですね。

ですから、そこらへん、トライやる・ウィークを行った後、感想文を皆さんに書かせて、行く前と行った後、反応については、どのようになっていますか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 全体的には、やっぱり子供たちは初めての経験でありますので、参加して 2、3 日はやっぱり緊張して、あまり挨拶もなかなかできないとか、そういうことを一般的には聞きます。

しかし、後半ですね、2、3 日、やっぱりなれてきて、まず、それぞれの事業所の方となれるという、そういうことから、やっぱり自分の考えとか、自分の意見、そういうものも述べながら、成長の跡が見えていると、そのように理解しております。

しかし、今年は 130 人余りですかね、中には非常にマイナス要素といいますか、行きたくないなという子供もいるわけなんで、その子供たちを、どうこの 1 週間の職場体験、事業所にお世話になって、本当にやっぱりだめだったというんじゃないかって、やっぱり嫌だったけれども行ってよかったという、10 のうち 1 つでもそういう体験を私はさせてやりたいなと。ですから、各学校は、それぞれ事業所にお世話になるんですけれども、事業所を回って、子供たちの思いとか、そういうものを伝えながら、できるだけやってよかったと言えるトライやる・ウィークに努めているところです。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） やはり、そういうところへ行って体験することによって、ちゃんとお客さんが見えた時には、挨拶もしていかなとあかと、大人でも、そういう挨拶もできない人も事実いらっしゃいますから、ですから、小さいうちから、そういう挨拶なり、その職場の片づけ、整理整頓も含めて、ちゃんとできるように、そういうこと体験すること

によって、今まで自分が気がつかなかったことも、だんだんとわかってくるようになるんじゃないかと思います。

ですから、こういうことは、大変いいことだと思いますので、子供たちに、その行った結果、やはり作文なり感想文なり書いてもらって、どのようなとらまえ方をしておるかということを、みんな感想文は、そこらへん書いてもらっておりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず1つ始まる前に、それぞれの中学校校区でお願いしている事業所の方、要するにボランティアの方ですね、その方、また、教育委員会も出席して、いろいろな基本的な共通理解をして、そして受け入れていただいて、今度、終わりましたら、また、ボランティアの方、また、学校、教育委員会で反省といいますか、一つは、どういうことがよかったのか、どういうことに今後、気をつけなアカんのか、課題は何なのか。そういうことを、きちっとしておりますし、子供たちも、それぞれ個人個人が1週間1枚にまとめた新聞をつくったり、また、作文を書いたりしながら、事業所の方にお送りして、こういうことを学ばせてもらったとか、楽しかったとか、苦しかったとか、そういうことの中身を事業所の方にも伝えながら、今後に生かしておる。そういうのが実態でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 3番の豊かな心ということで、命の大切さ、今日日、世の中では、とんでもない簡単に子供を川へ突き落して殺人になったり、いろいろな事件が、考えられないようなことが起きております。

ですから、そういうことがないように、やはり小さな時から、そういう命の大切さも教えると同時に、ふるさとの意識ですね、この間も佐用チャンネル見ておりましたら、幕山の子供たちが太鼓に挑戦して励んでおりました。

ですから、ああいう小さい時から村祭りに一緒に参加したり、また、一緒に、いろいろな、私とこの孫が帰ってきた時は、一緒にお墓の掃除に連れて行ったり、また、そういうお墓の掃除も一緒に連れて行ったりというようなことで、やはり小さい時から、そういうことを体験させるということは、とても大切なことではないかと思います。

ですから、そういう活動、いろいろな文化と地域の体験、そういうようなことを、どんどん子供たちも一緒に参加するように、親も一緒になって、三日月へ行った時にも、ある先生が自分とこの子供たちを連れてお墓の掃除を一生懸命、汗ぶるぶるかいてやっておられました。先生と話して褒めておいたんですけれど、やはり、そういう小さい時から自分とこのお墓でも、そしてお寺とか神社とか、そういうところを、やっぱり大事にして守っていくということは、子供の時から植えつけるということが大事じゃないかと思います。

ですから、そういうことを、子供たちにも言い聞かせて、親と一緒にやっていっていただきたいと思います。

それから、4件目の体力の向上についてでございますけれど、昔と違って、農作業等は、コンバインとか田植え機でお父さんが1人でやってしまうと。私たちが小さい時は、稲刈

りから、稲運びから全部、小さい時から、そういう機械がない時でございますのでやって大きくなったものでございます。

ですから、今、今度、学校が統合されましてスクールバスで子供たちが通学するようになりました。ですから、そういう毎日歩いて3キロでも、4キロでも歩いて登校してくると、それが毎日の鍛錬になって、私たち、久崎中学校だったんですけれど、新宿や大日山、そして昔、大釜って山の上に家がありました。その子は誰か毎年、すごいよく走る子がおりまして、運動会でもマラソンでも、いつも一番になったりして、ですから、それが毎日が鍛錬のようになりましたんでね、ほんなら、スクールバスで来ることによって、体力的にやっぱり小学生でも、中学校の場合は、運動部活に誰も入って頑張っているようでございますけれど、体力が落ちるんじゃないかというふうに懸念されるんですが、そこらへんについては、どのようにお考えですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 議員、最後に言われましたバス通学で体力が落ちるかということ、これはやむを得ないと思います。歩かないんですから。それを少しでも緩やかにするとか、今の力を現状維持、さらに少しでも伸びる。こういうことを考えながら、学校の1日、1日の生活の中で、いかに子供たちが体を動かすか、そういうことを工夫をしてくれということを、今、指導しているところです。

で、これは、いろいろな考え方がありますので、一概には言えませんが、バス通学であっても少しは歩く距離をつくっていくと、そうすることによって、子供たちも、いろいろな危険が伴うかも知れませんが、それを回避する自分の力というか、そういうものを小さい時から養っていく必要もあるでしょうし、一方、先ほど言いましたように、安全を最優先にするということもありますし、その両輪が非常に難しいというのが実態でございます。

しかし、昔であれば、あぜ道を走ってバランス感覚やとか、石垣を登って自分の体を、手と足で支えていくとか、そういう活動いうのか、運動を日常的にしておったわけですね。そういうことができなくなっている現状の中で、学校だけでは体力向上とか、体力維持というのは、非常に難しい部分があります。

ですから、例えば、家庭の中で、お母さんが、おばあちゃんが掃除されておっても、子供に掃除機を使わせる、それも運動の1つでありますので、また、頭を使って、知恵を養う1つの活動でありますので、そういうことを小さなことから積み上げていく、こういう家庭生活、地域での生活、学校での生活、こういうものが、私は必要ではないかと、そのように捉えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 教育長の答弁の中で、子供たちが運動場を走ることによって、どう言うんですか、私、この前、南光小学校へ行った時に校長に、ちょっと言うたことあるんですけど、1日に10分なり5分でも音楽をかけて暑くても寒くても走ると。走って汗をかく。元気な者は10周しようと、体が悪い、足が悪いような子は、歩いてでも2周で

も3周でもすると。毎日することによって風邪をひかんようになるし、体力ついてくると。ですから、それを例えば3日走ったら、南光の播磨徳久から三日月まで到着しましたよとか、一月走ったら姫路まで走りましたよという、そういう一つのやつに自分が色を塗ってでも、それを目標として励んで続けるということが、とても大切じゃないかと思います。

ですから、そこらへんについても、やはりバス通学で、だんだん体力が落ちてくる中で、そういう点でカバーしてもらって、元気な子供にしていってあげてください。

それから、読書のことなんですけれど、読み書きとか、それからノーゲーム、ノーテレビ、いいことだと思います。それで、私も学校へ行った時には、必ず図書室行きまして、各自の図書カードを見させていただいております。好きな子は、たくさん、何冊か読んでおりますけれど、全体に言えば、ほとんど、90パーセントぐらいは、読書の数は、カードに記されておられません。ですから、そこらへん、やはり自分の知らないこと、昔の歴史のことでも、また、外国のことでも、そういう全然未知のことでも、本によって教えてくれるわけです。

ですから、本は、自分の先生でありますので、とにかく本好きになって、どんどんと知識なり本が少しでも自分から読んでいってもらったらと思います。

ある小学校の子は、小学校4年生の時に、夏休みに240冊読んで本読みチャンピオンになったということで、校長先生からお褒めいただいたようなこともあったりして、やはり本を好きな子は、いろいろなことを知っております。

ですから、普段からでも本を買って、いろいろ勉強、その子が大きくなってもしておるようでございます。

ですから、本、とにかくいい図書館がありますので、無料で読ませてくれます。ですから、どんどん本を読んで、少しでも、本を読んでおる子は、落ち着きができて、先生の言うことを、30分でも40分でも我慢して聞いてくれるんじゃないか思います。ですから、本を読んでない子は、キョロキョロ、キョロキョロするかもわかりませんので、そこらへんについて、少しでも本を読む機会を多くしていただきたいと思います。

それから、食育のことなんですけれど、町長も今年度、そういう地産地消のことで、いわゆる給食に取り入れていきたいと、このようにいいこと言われております。ですから、私、ずっと町内、よくうろうろしますけれど、キュウイとか柿、せっかくおいしいものがあったても、みんな見向きもせんとなったまま放置されておるような状態が多いんですよ。ですから、それを小さい時からやっぱり食べることによって、つるし柿にしろ、富有柿でも昔、秋になって柿がなれば、医者が医者いらずと言われるように、医者が青くなるいうぐらい、やっぱりそれらを食べることによって、人間が、実際、そういう生の、そういういい物を食べることによって元気になりますので、そこらへんの学校の今度の給食の取り入れについては、どのようにされるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今回、給食の充実に向けて大きな経費も使うことにしておりますけれども、できるだけ地産地消ということで進めていきたいと考えております。

また、食生活についてですが、全体的に、家庭を、私の想像ですけれども、何を食べて言って、食事をつくっておられるのが、一般的かな。特に、私とこなんかそうなんです。孫が来たら何を食べる？それからです。ある物でつくれよと言いたいんだけど、なかなかそうはいかん。

だから、私とこの家庭が全ての家庭と一緒にやとは思っていませんけれども、やっぱり食をすることによって健康になると、そういう観点で、やっぱりバランスのよい食事、そういうものが大事な。

給食については、栄養教諭も配置してしっかりとバランスのとれた1カ月の献立を立てておりますので、その点については、安心しておりますけれども、また、小中学生とも、また、幼稚園もですけれども、ほとんど残す量がありません。本当に一握りぐらいですね。これは、ここ10年前とであれば、相当違うと思います。

そういう意味で、子供たちは、しっかりと自分の身につけてくれているのではないかと、そのように考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） たくさん、地元でとれたものを、新鮮なものを小さい時から食べることによって、子供たち、柿なんかあんまり食べないようでございますけれど、やっぱり小さい時から食べる癖がつけば、食べ出すと思います。ですから、キュウイにしても、せっかくいい物がありますので、もったいないと思うんですよ。ずっとなりっぱなしで、放っておいたら、朽ち果てて落ちてしまいますからね。柿にしても。

ですから、それらを、やっぱり給食に取り入れて、1日、1つずつでも食べることにやってなれて、また、大きくなっても食べていくというふうに、また、バランスのとれた、その野菜、ホウレンソウや豆やら何でも食べれるようにしていただきたいと、このように思います。やはり、食べることによって体力がつき、また、運動することによって体が元気になる。元気にならないことには勉強も、そして世の中へ出ても仕事も、やっぱり一番でございますので、一つお願いしたいと思います。

それから、学力については、全国で小中学生が国語、数学とも全国の平均をいっておるというふうに、今、聞きました。やはり、何ぼ、田舎におっても今日日インターネットがありますし、そして、図書の本で、そしてまた、例え小さな分校であっても勉強を頑張ることによって、どんどんと世界に羽ばたいていくことができると思いますので、そこらへんについては、このように頑張ってもらいたいと思います。

体力についても、平均をやや上回っておるというふうに聞きました。ですから、当初、体力、スクールバスによって、やはり毎日歩いてきよった子が、バスに乗ってくることによって落ちていくということは否めないことでございますので、そこらへんについても、十分頑張ってやっていただきたいと思います。

それから、いじめのことについては、前は何件かあったんですが、最近は、そうやって先生方が、特に、こういうような子供たちに問いかけたり、聞くことによって早期発見して、そういう小さいうちに芽を摘んで、そういうことが続いて、いじめられて学校へ来なくなるというようなことがないと思うんですけれど、そういうことがないように、一つ注意していただきたいと思います。

それから、不登校のことでございますけれど、今、答弁の中で、26年度中学生9名、27年度1名ということでございますけれど、その後の8名は、今、元気で学校へ通学しておるということなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） 答弁でも申しましたように、卒業した生徒もおりますので、あとの子供たちについては、年度がわり、学校へ行く意欲が高まったと、そういう実態でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 1 名の子が、まだいらっしゃるようでございますけれど、やはり、親なりおじいちゃんにしたら、自分の子供が学校へ行けなかったら大変つらいことだと思います。

ですから、少しでも、その子も早く学校へ行って溶け込んで、みんなと遊んだり、また、一緒に勉強したりできるような環境に、大変なことだと思いますが、一つ頑張ってやっていただきたいと思います。

それから、保険のことなんですけれど、兵庫県もそれを取り組んで 10 月 1 日からということでございますけれど、新聞テレビで、中学生の子や、自転車で勢いよく走って、相手を突き飛ばすことによって、何千万円という補償が事実ありました。ですから、そういうことにならないようにも全員が、やっぱり兵庫県、そういうような義務化されるんでしょうけれど、この保険に入る 1 人、何ぼぐらいかかるんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 1 例でございますけれども、例えば、補償内容によっても違いますが、一番安いもので 1,000 円、それから 2,000 円、3,000 円というふうなことになります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） そこで、町長、この保険、1,000 円とかですけれど、半分ぐらいは町のほうで何ぼか出してやるというようなことはできないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 全国で、そういう自転車の事故が発生しているということで、兵庫県でも義務化されるということでもあります。教育委員会のほうには、そうした子供たちの通学許可ですね、自転車通学の許可をしている実態。また、当然、保護者に対しては、そういうことに対しての保険に加入をしてくださいという通達ですね、そういうことは、当然、検討しているということでもあります。そういうことに対して、今後、どう確認をしていくのか。

また、通学だけではなくて、部活動とか、また、家庭においても、当然、自転車は乗ります。そういう問題をどうするのか、これからよく検討しなきゃならないことだと思っております。

通学に対して、町としても自転車購入補助とか、そういうものをさせていただいております。通学だけの対象では、実態は購入時点で把握ができます。それは購入補助の中に、ある意味では入っているというふうに考えれば、それはそれで済むんですけども、それだけでは済まない部分があるのではないかなということも考えております。また、検討をさせているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） ですから、子供たちが、人をケガさせても、また、自分自身、ケガしても子供は、国、地域、また、家庭の宝物でございますので、元気よく育てていくということで、少しでも 1,000 円の半分の 2 分の 1 でも町がみてやれることができるのであれば、検討していただきたいと思います。

それから、国道の歩道の通行なんですけれど、この前、ちょっと警察の方とお話しした時に警察に届けさせていただいて、認可いうのか、許可もらっておったら、通学なんかはらくですよということを、私、聞いたんですよ。

ですから、今回、今日、このように挙げさせてもらったんですけど、今、教育長の答弁の中で、高齢者とか体の悪い方、そういう方とか、そういう 1 つのルールがあるそうなんですけれど、田舎の歩道といたら、そないにたくさん、どんどん街ほど走ってません。ですから、車道通っておったら、車が今日日、60 キロ、80 キロで飛ばす人もおりますので、それに、ふらついて巻き込まれて大ケガするようなことがあってはならないと思いますので、極力、車道通りよう子がおったら、危ないから歩道通りよという声はかけよなんですけれど、そこらへんは、どんなんでしょうか。教育委員会として、警察のほうと話をして、何ぼか通してもらえるような話はできておるんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 当然、この道交法が改正をされております。そういったことで、先日、この佐用警察のほうへ行きまして、歩道を通学の自転車が通る時、どういった方法で通行が可能なのか。そういったことも協議をいたしまして、法令に基づきながら、当然、佐用町の町道にしても狭いところがございます。そういうところにつきましては、やはり、歩行者優先でございますけれども、歩道を通行できるということで、確認をいたしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） よろしく申し上げます。

子供は、今、言いましたように、家の宝であり、国の宝でございます。子供たちが大きくなって社会に出て困らないように一つ教育委員会なり町当局も力を入れていただけてやっていたきたいと思います。

そこで、私、思うんですけど、私、物心ついた時から野球が好きで野球やっておりました。監督もさせてもらって、子供たちに野球教えていく時に3分黙祷させて、今、言うた人に会うたら挨拶しなさいよ。本1冊でも読みなさいよ。1日1回はよいことしなさいよということを、ずっとしておったんです。

ですから、私は、バレーの監督、野球の監督、そういうクラブ活動の時も、やっぱり、そういう先生が教室で言うよりは、監督の言うこと、特によく聞きますので、そこらへんクラブ活動の中でも先生が各クラブの中で指導していただけるように一つお願いしまして、教育委員会の夢ある教育 きらめきプランの検証については終わりといいたします。

それから、2点目の猿の害、猿害について入らせていただきます。

三河や海内、あちらこちらで猿が出没し、野菜、果物を食い荒らして、町民が困っております。町は、何らかの対策は打たれたのでしょうか。お答えください。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員から2点目のご質問でございます猿の害についての質問にお答えをさせていただきます。

佐用町内における猿の被害は、主に三河地区、石井地区でその多くが発生をいたしております。

その被害対策として町で行っておりますのは、佐用町鳥獣害防止対策協議会所有の、囲いわな・箱わなを地元に貸与し、船越集落におきましては、囲いわな1基・箱わな2基、河崎集落におきましては囲いわな1基の設置により、有害鳥獣捕獲許可による捕獲活動を佐用郡猟友会で実施をいただいているところでございます。

平成26年度での有害鳥獣捕獲活動による猿の捕獲頭数につきましては、船越集落で12頭、河崎集落で2頭を捕獲しており、本年度も引き続いて有害鳥獣捕獲活動を佐用郡猟友会で実施をいただくことといたしております。

石井地区におきましては、わなの貸出はしておりませんが4月から5月にかけて、銃器による有害鳥獣捕獲許可による捕獲活動を実施をいただいたところではありますが、猿の出没地点が民家に近い場所となっており、銃の使用ができないことなどから捕獲までには至っていないのが現状でございます。

今後におきましても、有害鳥獣捕獲許可による猿の捕獲につきましては必要に応じて捕獲許可を出し、佐用郡猟友会へ捕獲活動の実施をお願いすることといたしております。

猿の農作物等への被害を減らすために最も効果的なのは、その集落内が猿にとって居心地が悪いことを猿に認識させることが重要であり、そのためには地域ぐるみによる集団で集落から外へ出るまで追い払いを行なうことが有効的であると言われております。

三河地区におきましては、昨年度、兵庫県森林動物研究センター職員を講師に招いて、猿の習性、追い払いの方法などについて講習会を開催していただいたところであります。また、追い払いとあわせて、猿を誘引することとなる管理されなくなった果樹等を鳥獣被害防止総合対策事業によって伐採をしており、今後におきましても町といたしましては、有害鳥獣捕獲と地域住民による追い払い活動への支援、誘引物の除去等を必要に応じて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） この間も海内へ報告会に行った時に、その方が猿のことで大変こぼされておりましたけれど、やはり猿は人間と同じように賢いですね。鹿やイノシシは網や電柵で入らない場合がありますけれど、猿の場合は、ジャンプ力があったり、また、上からでも下からでも入ったり、大変。そして、ニンジンでも引っこ抜いておいしいとこだけ食べて葉だけ残しておるとか、また、柿でも柿の木に登ったり、いろいろ果物、取って食べたりしております。

そして、民家に 200 メーターとか近かったら銃器で、鉄砲で撃つことができないわけなんですよ。

ですから、そういう入って、下でござござしよる時に、今、どう言うんですか、ポンと撃ったら、こう網が出ますやつありますやん。あれは、ああいうやつを購入はできないんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 有害捕獲許可につきましては、網とかわなとか、あと銃器によることによります。その今、議員言われる、出す時に火薬をもし使うのであれば、銃器になりますし、網を出すということになれば網になりますので、今後ちょっと、私も不勉強ですので、それが許可になるかどうか調べることが必要ですけれども、それが有効な手立てになるなれば導入も考える必要があるかと思えますけど、ただ、あと、猿は、それこそ言われるように賢いですから、人間さんが、そういう銃器を持って行けば、やはり逃げる可能性も高うございますので、それも効果的かどうかの検証をする必要があるかと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） そのネットが飛び出る場合もね、それは火薬の力で出るんかもわかりません。しかし、鉄砲の弾と違って、人にネットの場合は当たって亡くなるとか、ケガするということは、多分ないと思うんですよ。ですから、そこらへんの研究をしていただいてね、やはりよく出る三河なり石井や海内ぐらいは各自治会長か、一番、いっつも家にいらっしゃるとこの家に置いておいて、出た場合は、それを借りてでも、猿をポンと網で撃って生け捕りいうんですかね、そういうようなこともできるように、一つ頑張って努力してもらいたいと思うんですが、そこらへんは今後、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いろいろな捕獲方法が研究されていると思いますけれども、これはなかなか一般の方が捕獲するというのは、難しいと思います。

そういうことで、猟友会の方に依頼して、捕獲をお願いしていると、実施しているところなんです。猟友会によって、そうした銃が使えないところ、網、わな、そういう捕獲方法を猟友会として取り組んでいただくということで、猟友会の方が、そういう機材、機器を購入したいということであれば、これはまた、町としても猟友会との相談の中で、考えさせていただきたいと思いますけれども、猿、よくテレビ等なんかでも出て来て見ても、なかなかそう簡単に捕まるものではないというのは、ああいう場合の実例を見てもおわかりのことと思います。

なかなか、この猿の被害というのは、本当に難しい対策であります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 猿、テレビ見ておっても、走り回って、なかなか鉄砲で、民家が近かったら鉄砲ももちろん、発砲もできませんし、難しいと思います。ですから、中へ入って、そういう食べよう時こそ、下へ地面におりて野菜引っこ抜いて食べよう折、そういうふうな時こそ、上からバーンとしたら網が出て捕まえることができるんじゃないかと、それは、私も素人でございますんで、そこらへんについて、やはり研究してもらって、猟友会と話し合いの上、また、一つ町民の困らないように、一つしっかりお願いしたいと思います。

以上もちまして、終わりといたします。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、8 番、金谷英志議員の発言を許可いたします。

〔8 番 金谷英志君 登壇〕

8 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は2点、小規模企業振興基本法を生かした施策の実施と、学校司書の配置を求めて質問いたします。

まず、最初に小規模企業振興基本法を生かした施策の実施ですが、昨年6月国会で、小規模二法、いわゆる、小規模企業振興基本法案と商工会・商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案が全会一致で成立しました。

特に小規模基本法は、1999年の中小企業基本法の改悪によって、大企業と中小企業の格差是正、不利の補正を放棄し、小規模・零細業者を切り捨てた中小企業施策を、大きく転換するものになりました。

この法改正は小規模企業、定義は従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下が、地域経済と雇用確保に大きな役割を果たしていることに着目し、小規模企業を支援する施策を国、地方自治体、支援機関が連携して実施することを定めた新法です。

この小規模企業振興基本法を生かす施策について伺います。

1、町長は地域経済における町内小規模企業の役割をどう捉えていますか。

2、法第7条で地方公共団体は、その区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとし、14条から21条で基本的な施策を挙げています。以下の施策の具体化をどう図るのか伺います。

①、国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進。

②、新たな事業の展開の促進。

③、創業の促進及び事業の継承または廃止の円滑化。

④、人材の育成及び確保。

⑤、地域経済の活性化に資する事業活動の推進。

⑥、地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動の推進。

⑦、適切な支援体制の整備。

⑧、手続きにかかる負担の軽減。

3として、以上のような施策を策定する上で事業所の実態調査が必要ではないか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問であります第1点目の小規模企業振興基本法を生かした施策の実施についてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問の地域経済における町内小規模企業の役割についてお答えをさせていただきます。

平成24年経済センサスによる町内全事業所数は985事業所、そのうち19人以下の事業所は916事業所で、全事業所の約93パーセントを占め、町内企業のほとんどが小規模企業といった状況でございます。

しかし、小規模企業は、資金等経営基盤が非常に脆弱であり、商品やサービスが限定されるなど厳しい経営状況にございます。また、経営者の高齢化や後継者問題にも直面をしております。

このような状況のなかで、地域の社会状況に則した特性を生かした農林業、きめ細やかで柔軟な小売業、地場産品を有効活用した製造・加工業等の小規模企業の育成と活力向上を図ることが、過疎高齢化の進む本町の地域経済の活性化と町民生活を維持するために重要な役割を担うというふうに考えております。

続いて、2点目の質問についてお答えさせていただきます。

はじめに、小規模企業振興基本法第7条の地方自治体の施策と責務についてでございますが、この法律は、自治体のその区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされて、自治体は責務を有するというふうにされておりますが、この法律そのものは理念法でありますから、当然、町が独自に単独で施策を策定をし、実施をするということは、非常に困難であるというふうに思います。

そういう中で、本町では、従前より佐用町商工会と積極的協力体制による施策・事業を実施してまいっております。

商工会青年部・女性部に対し後継者育成支援事業助成金として人材の育成、後継者育成を支援してまいりました。最近では、青年部・女性部とも兵庫県商工会青年部連合会及び女性部連合会の会長を務めるなど、その活動は県下でも大変積極的との評価をいただいております。平成23年度からは、上記の支援に特産品開発事業分を追加をし、鹿や地鶏な

どを有効活用した特産品の開発・販売をはじめ、兵庫県のガイドラインに沿った鹿肉処理場の整備事業に取り組むなど、町の特色ある商品開発と販売、新たな事業展開も図っております。

また、これまでに3回のプレミアム商品券を販売をし、本年9月には、第4回目を予定をいたしており、住民の生活支援と消費の拡大による地域経済の活性化にも取り組んでおります。

さらに、地域住民の生活支援と既存小売店の新たな事業展開として、買物不便地域移動販売促進事業を実施をし、新たに1事業者が参入をし、移動販売を行っていただいております。

また、平成21年の大水害以降は、町内事業者を対象に融資利子補給事業にも取り組み、現在も本町独自の中小企業者支援のための融資利子補給事業を実施をいたしております。

今年度からは、中小企業者新規企業・創業支援事業に新たに取り組み、新規創業及び事業継続の促進を図ってまいります。

このように、本町においては、合併当初から行政と商工会とがスクラムを組み、協働による施策・事業に積極的に取り組んでまいりました。

次に、小規模企業振興基本法14条から21条に表記されている施策の具体化をどう図るかというご質問にお答えをさせていただきます。

14条から21条は、同法の重点的施策を8つに分けて表記しており、その実施のために、法制上、財政上及び金融上等の措置を国が講じることが述べており、町がその内容を決定できるものではないと解釈をいたしますが、先に述べましたとおり本町といたしましては、既に、さまざまな事業を実施いたしており、国の基本施策にまさに合致するものであるというふうに判断をいたしております。

現在は、国の措置として小規模事業者経営改善資金融資制度や小規模事業者持続化補助金制度などが実施されておりますが、今後におきましても、政府の定めた小規模企業振興基本計画に基づき打ち出されるさまざまな国の措置の有効活用等について、商工会とより積極的な協力のもと、町内企業の振興が図れるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後に、3点目の実態調査の必要性についてのご質問であります。まず、現時点では、町独自での実態調査の予定はございません。

現在、商工会において、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律、小規模支援法に基づく経営発達支援計画の策定が計画であります。こういった取り組みをはじめ、今後の新たな施策の検討等において、既存の統計では対応できず、実態調査の必要が生じた場合は、調査を商工会等とともに実施することになるかというふうに考えております。

以上で、このご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 先ほどの町長の答弁で、小規模基本法は理念法だと、国のほうでやることであってということを述べられましたけれども、これまでの中小企業施策は支援の対象が創業や急成長型の中小企業に特化していたんですが、産業の空洞化や内需不振が長引く中で事業を継続していること自体を中小企業は評価して、持続的発展を目指す中小規模事業者の支援を正面から、今度、改正によって掲げたと。そういう理念ではありますけれ

ども、それについて、各自治体に対して、こういうことを施策、具体的に挙げて、こういうことをやっているということなんですね。

ですから、国がやっている理念法だから町の施策としてはやらなくてもいいんだということではないと、私は思うんですね。

それと、その中で、27年度中小企業に対して国の施策として、私、佐用町に当てはまると思うのが、6つあるんですけども、2番目の地域の中小企業の小規模事業者の活性化。それから、小規模事業者支援策の強化。今までやっている、町長挙げられましたけれども。それから4、中小企業の小規模事業者のイノベーションの推進。5、創業・第二創業等へのきめ細かな支援と、こういうふうに挙げて、具体的に2の地域の中小企業の小規模事業者の活性化については、ふるさと名物応援事業、国の予算としては23億円、これ新規で挙げています。中小企業・小規模事業者による「ふるさと名物」の開発、販路開拓、マーケティング、地域ブランド化等、地域全体の付加価値向上に向けた取り組みを支援すると。

ですから、こういう国が具体的に挙げていることについては、国も予算をつけるということになってますから、町でやる制度ではないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私、今、答弁させていただきました、この国の、いわゆる法律について、理念法というのは、決して町が何もしなくていいということではないということですよ。そのことは、当然、よくわかっております。

そういう中で、この理念については、これまでも、当然、町としても長年にわたって、いろいろと工夫しながら、その努力をしてきたということを申し上げております。

さらに、こうした小規模事業者に対して特化した中で地域の実態にあった、さらに支援をしていく必要があるということ、このことが、この法律の大きな趣旨だというふうに思っておりますし、国においても、その法律をつくった中で、そうしたいろんな施策、措置を考えて打ち出されております。

ただ、そうした、これから、いろんな取り組みの施策の中で、先ほど、私が申し上げましたのは、町が、直接実際に施策を策定をし実施するものではないということです。

これは、やはりそこに商工会なり、また、その事業者の方、その方たちの活動に対して、それを行政として、その法律、施策に基づいた支援をしていくということではないかというふうに考えております。

ですから、町としても、そうした国、新たなイノベーション、また、きめ細やかな支援ですね、その地域の実態に合わせた具体的例では、買い物不便地域、そういうところは地域の実態が非常に町民そのものが、皆さんが毎日の生活に支障を来している。困っておられる、それを1つの事業として展開ができるようにということで、移動販売車の事業、こういうことに取り組んで1つの事業を興したということにも支援をしてきたということでもあります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） ですから、具体的に国のほうとしても、こういう町の施策としては、こういうことができますと具体的に挙げられて、先ほど、町長も言われた、この2番目に

挙げられているのが、小規模事業対策推進事業、これが先ほど、町長言われましたけれども、プレミアム商品券の発行なり、こういう中に、やっぱり町としても、そういう施策については、取り上げられて取り組んでおられるわけですね。

ですから、これも含めた、次に挙げるのが、中小企業・小規模事業者人材対策事業、国の予算としては 20 億円、これ新規で挙げてますけれども、地域の中小企業・小規模事業者に対して、子育て等により離職した女性をはじめとして、若者、シニアなど多様な人材の発掘・紹介・定着を一貫支援するとともに、都市部において人材の発掘・紹介を行う地域人材バンク拠点を新たに整備すると。

それから、中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業、佐用では、あんまり海外まで進出するいうようなことも、中にはあるかもわかりませんが、ないかなと思うんですけれども、その中でも先ほど言いました小規模事業対策推進事業、ふるさと名物の消費を促すために、ふるさと名物応援券、いわゆるプレミアム商品券なども町としては、今、取り組んでおられるわけですから、国の一つ一つについて、予算がついたものについては、それは、やっぱり町としても実際できるかどうかいうことは、検討すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 先ほど、議員もお話しのよう、法律が先にできているから、まだ、できてないからは別にして、法律の趣旨に則ったような施策は、先ほどのプレミアム商品券等についても、既に、また、新たに、この 9 月にも発行しますということで、できるもの、どういうものを、じゃあ、これから施策として計画して取り組んでいくのか。

これは、新たなものを、次、考えていかなきゃいけないことは確かです。そういうものを協議して考えていかなきゃいけない。

ただ、それは、町としても商工会、特に事業者、そういう方と一緒に、これは取り組んでいく必要があるということ、これは大前提ではないかなというふうに思っております。

商工会のほうにおきまして、先ほど、この法律の、もう 1 つの法律であります、この商工会の小規模事業者支援法、これに基づいた経営発達支援計画という、この計画を、今、検討されて策定中であります。

こういう中に、当然これは一体的な私は法律だというふうに思っておりますので、当然、商工会、担当課と一緒に、これは取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 町の基本計画であります後期基本計画、24 年度から策定されて 5 年間、28 年度までの町の後期の基本計画ですけれども、その中で、商工業の振興というところでは、魅力ある商店街の形成、地域企業・人材育成の支援、まち・むら連携の推進、独自商品開発支援、商工会の良好な運営支援というようなこと、この項目挙げられて基本計画の中で取り組んでおられる。

改めて、昨年 6 月に小規模基本法ができて、先ほど、町長も言われた 93 パーセントが

町内中小企業ですから、それに対する法律ができた上で、この基本計画の中に、商工業の振興の中に、これはまた新たに含めていくべきだと思うんですけども、具体的な施策として挙げていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今年度新たに、町のまた、総合振興計画を作成をさせていただきます。

当然、そういう法律が制定されたということは、そういう計画の中に、その趣旨、また、新たに、そういうものを取り入れていく必要があります。

ただ、具体の計画については、そうした、どういうじゃあ具体的なものにしていくか。なかなか、これは、これまでも取り組んできても、効果的なものというのは、非常に難しい状況が続いてきたと、その中で工夫し努力してきたという、今までの長い経過があります。

ですから、じゃあ新たな、どういう施策が本当に事業者にとって望まれているのか、また、それが町全体にとって、非常に効果的なものになるのか。このことは、十分、そうした関係者の皆さんとの協議の中から考えていかなければならない内容ではないかなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） そういうふうに、今までの計画、基本計画なりを検証する意味でも、私は調査が必要だと思うんですね。

商工会で、町独自で調査するということ、商工会と一緒にやってということですけども、やっぱり調査が必要ではないかと思うんですね。

自治体団体で、一番最初に中小企業振興基本条例を制定した 79 年ですけど、東京の墨田区ですね、それは全事業所悉皆調査に臨んでいるんですね。その時に職員も一緒になってその調査をしたんですね。その時に、中小企業の役割り、重要性を職員が痛感したというふうなことがあって、その中小企業振興基本条例、一番最初にできて、それがずっと全国的に広がったという経過がありますから、商工会と一緒にやってと言われますけど、職員も一緒になって、本町の中小企業の実態、何が問題なかと、今、町長言われるんです。それを知るために、私は、やっぱり調査は、町が主体となって調査はすべきだと思うんですけども、改めていかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） その墨田区での悉皆調査、それは少し、私も見させていただきました。

東京都墨田区という、非常に都内の社会状況、地域の状況とは、当然、同じ商工会と言

っても全く内容も違ってくると思います。地域の実情が違いますけれどもね。それを、そのまま、その参考にすることはできないなというふうには思いますが、その小規模事業者、そういう方々の経営の実態、今後の、その方々の今、事業の実態ですね、これは十分に把握することは行政を進める上で、これは何事にもよらず、そういう実態が町の把握というのは大事なことだということは、私もそれは当然だと思っております。

ただ、私どもの今、商工観光課、担当職員も常に商工会、いろいろと全部を回っているわけじゃないですが、私は、担当者が町内の事業者の状況というものについての基本的な、この認識というのは、実態把握というのは、私はできているというふうに思っております。そこは。はい。

それで、今後、商工会として経営の発達支援ですね、継続したり、今後、新たな事業を興すとか、こういうことを商工会としても取り組まれます。

そういう中で、商工会が持っておられる、その経営状況、事業者の実態把握のための資料、そういうもので足りない部分があるのであれば、これは先ほど言いましたように商工会と一緒にあって、計画もともに協議しながら進めていかなきゃいけないことだと思いますから、そういう中で商工会との話を、意見を聞かせていただいて検討しなければならないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 町としては、町内業者の方の実態はつかんでいると町長言われますけれども、例えば、そのプレミアム商品券、今までで3回発行して、それがどうだったかと、私は検証されてないと思いますね。

この間、議会報告会があって、その中でもプレミアム商品券については、事業者については、あんまり売り上げ増にはつながらなかった。普段、買い物されるものがプレミアム商品券に置きかえられたただけであって、あまり効果がなかったという声も聞いてますから、そういう例もありますから、そういうことを、私、聞いてますから、その中で、町の 985 事業所について、全ての、全てとは言われなくてもしょうけれど、大まかなその実態はつかんでいると、町長言われましたけれども、私は、今の調査では町のつかみ方としては不十分だとは思いますが、商工観光課の職員としては、商工業の商工係、商工業の振興・復興に関すること、商工業振興団体に関すること。商工係2項目だけというふうな事務分掌の中では挙げられてますから、やっぱり、もうちょっと体制も強化する中で、そういうふうな実態もした上で施策に生かすべきだと思うんです。町の体制はとれているんですか。実態調査を確実に把握するような。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 具体的に、これまでのプレミアム商品券等の効果、こういうことについて、町として、今、金谷議員のお話のような、全くあまり効果がなかったということも、当然あるということ、これもよく私は認識をしております。全ての事業者に対して効果があったとは言えませんが、なかなか効果のある事業者と全く影響のない、関係なかったという方いらっしゃるということは確かです。それは。

だから、そういうことについて、町として認識が間違っているということはないというふうに思っております。

それから、確かに、この人、人員の問題ですね、それが十分かと言われると、どの課においても、それはなかなか十分ではないところがあると思います。その中で、私は、その職について、その担当において、そうした仕事全体を把握しながら商工会関係者との連携も十分取れる職員を配置をして、今も取り組んでいるところであります。

ですから、事務分掌で2項目しかないと言われるけれども、その2項目の中に、それは包括されているという考え方でいいのではないかなと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 2 項目、総括されて担当が1人ですから、副担当入れても2人でそういうふうな含まれている膨大な事業を担うと。私は、その職員体制も不十分と思うんですけども、その中で政策を挙げていく。

今回の昨年6月の小規模企業振興基本法に則った真摯な取り組みが必要だと思います。この件については、質問終わります。

次の学校司書の配置について、必要性について伺います。

学校図書館法の一部を改正する法律案が昨年6月全会一致で可決しました。改正学校図書館法は、学校に司書教諭のほか専ら学校図書館の業務に従事する職員・学校司書を置くように努めなければならないとの規定を盛り込み、国は、学校司書の資格・養成のあり方等を検討し、必要な措置を講ずるとしています。

学校図書館には、学校図書館法に基づく司書教諭が配置されていますが、授業や学級担任をしながら図書館業務にあたる兼任で、これでは学校図書館の業務を日常的に担うことはできません。学校図書館は図書の整備とともに、実際に子供たちや教員が活用するためには人の配置も欠かせません。そこで伺います。

1、改正学校図書館法の主旨からしても、学校司書の配置が必要ではないか。

2、岡山市では1校1名の正規の学校司書を置いている。この取り組みを参考にすべきではないか。

教育長の見解をお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

それでは、金谷議員からのご質問にお答えいたします。

まず、改正学校図書館法の主旨からしても、学校司書の配置が必要でないかとの質問でございます。

まず、学校図書館法に基づく学校司書の配置について申し上げます。専門性を持った学校司書の配置は、子供たちの読書への意欲の高まりや調べ学習等の実施による子供たちの新しいことを知る喜びを高めることが期待でき、子供たちの学びや育ち、心を豊かにするものと考えます。

学校教育課題に対して、個々に対応するため、その専門性を持った教員や職員の配置の

必要性は認識しております。一方、個々の教職員が、専門性を基礎にして、さらなる他分野の専門性を向上させることで教職員の資質を向上させることも必要でございます。

また、学校だけでなく、関係機関や地域の教育力を生かすなど、さまざまな地域の教育力を生かす中で対応できることもあるかと考えております。そのような観点で学校司書の配置については、検討課題の1つであると認識をしております。

2つ目の岡山市では、1校1名の正規の学校司書を置いている。この取り組みを参考にすべきではないかという質問でございますが、岡山市においては、早くから、平成元年度ぐらいからですかね、学校司書の配置が完了され、学校図書館を活用した学習活動や読書指導の中核を担った取り組みがなされております。

佐用町では、学校図書館法において12学級以上ある学校は、配置しなければならないことになっている司書教諭の配置を行い、現在は、該当する佐用小学校に、司書教諭2名配置しております。他の学校には、できる限り複数の配置にならないよう教職員の異動について配慮しているところでございます。

また、司書教諭の免許を有する者を配置している学校や図書室を担当する教員につきましては、学校図書室の運営の中心となる立場ですので、校務分掌を検討する上において、他の分掌について配慮を行ったり、他の教職員の協力体制をしっかりと築いたりすることで、司書教諭としての専門性が生かせるように工夫をしているところです。

学校での子供たちの読書への意欲を少しでも高めるように、現在は、町立の図書館との連携を行い、読み聞かせや移動図書館等をはじめ、学校の図書室の運用の充実に向けた支援をいただいているところでございます。今後も子供たちの豊かな学びにつながる学校図書室の活用のみならず、教員の図書室を活用した指導方法の工夫について、さらに検討を進める必要性があると感じております。

また、教職員の司書教諭の免許取得のための講座や学校の図書室を利用した教育実践の研究発表会等へ積極的な参加を促し、個々の教員の意識と指導力の向上に努めてまいりたいと考えています。

今後、学校と町立図書館の職員とのさらなる連携の充実や地域の方々の持っておられる教育力を生かした学校の図書室の運営にさらに取り組みたいと考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 全国的な学校司書の配置状況ですけれども、2013年文部科学省が発表したんですけれども、全国の小中高学校の学校司書配置状況は小学校では47.8パーセント、中学校では48.2パーセントです。これは2005年5月に行われた同調査と比較しますと、学校司書の配置は、小学校では16.2ポイント、中学校では14.2ポイント増えていきます。いうことは、それまで13年に文部科学省がこういう調査を出しましたがけれども、ずっと学校司書の役割りというのは、教育現場で認められている。認められるというか、役割りが、重要性がわかってきて、そういうふうな司書の配置のパーセントが上がっているという状況なんですけれども、司書教諭と学校司書の違いは、教育長、どういうふうに認識されていますでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 司書教諭につきましては、100 パーセント図書館の運営、こういうものではない。他の教育もしながらやる。

また、学校司書につきましては、図書館を中心に読書活動とか、そういうものをしていると、そのように認識しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 学校司書の役割りとしては、岡山県の全小中学校に配置していますから、岡山のその例から言いますと、どういう学校司書が仕事というか役割を担っているかということ、教師の授業づくりを支えることも学校図書館の大きな役割の 1 つ。授業と連携する場合は、まず、教師と打ち合わせを行い、授業づくりのプロである教師からは、授業の狙いや方法などの提案があり、資料をよく知る学校司書は過去の経験を踏まえて事前に資料に当たりながら子供たちの知的好奇心を触発する資料もあわせて集める。学校司書から資料の提案を行うと、こういう視点もあっておもしろいですねと教師の授業づくりがさらに深まり、時には方向転換することもある。

また、学校の蔵書だけでは資料が不足する時は、公立図書館や近隣の小中学校の図書館から借りて集めたり、ブックトーク、これはテーマを決めて、その本についてのいろいろな広がりやブックトーク言うらしいんですけども、ブックトークなどの資料紹介を調べ学習の前に行い調べるテーマを広げたりしますと。

ですから、学校司書の役割りというのは、学校の指導要領にも合致して、町の教育振興計画にも合致した中で授業に取り入れていって、そういうふうな役割が重大だと、私、思うんですけども、改めて資料が必要だと思うんですけども、司書教諭の兼任では、なかなか、そういう役割は発揮できないと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 私も、この岡山市のどういう活動されているのか、いろいろと調べさせていただきました。議員おっしゃるとおりであります。

しかしながら、否定的な答弁になるかもわかりませんが、佐用の実情としまして、どうしても今までの図書館、学校図書室のイメージから抜け切れておりませんので、今後、そういうことを情報を得ながら、例えば、佐用町には小学校、中学校の各学校代表、また、係校長等で佐用町図書館協議会というのをつくっております。

それから、ここ西播磨地域では、小学校、中学校、高等学校も入った西播磨地域の図書館協議会、こういうものもございます。

そういうところと情報交換をしながら、佐用の学校図書館のあり方いうものを、もう一度構築していきたい。そのように考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） そういうふうな前向きな答弁です。と私は思います。

その学校司書とはいうことで、どういう定義をされているかいう、これは、学校図書館問題研究所いうところが出している本なんですけれども、学校司書とは、学校図書館において、子供や教職員と本を結ぶ専門の職員のことでと位置づけて、学校司書は、幅広い資料を収集し、本の紹介や相談に乗ります。本の魅力を伝えほかの図書館とも協力するなど、あらゆる方法で本を届けます。教師とともに学校図書館を活用した授業づくりをつくる。子供たち一人一人が知ること、学ぶことの楽しさやおもしろさを体験できるように応援します。

呼称や労働条件は自治体によりさまざまですが、おおむね司書資格を有し、その必要性から近年配置が進んでいると。

司書教諭とは専門性が異なり、司書教諭は、司書教諭講習を受けた教諭に発令される職ですが、司書教諭は学校司書がいる学校図書館の働きを生かして授業に活用する。学校司書は司書教諭と協力しながら学校図書館を運営すると。こういう文科省の方針にもなるし、町の教育基本計画を推進する上でも学校司書は必要かと思います。

それから、1つ例を挙げたいんですけれども、先ほど挙げました、岡山のこれ中学校です。中学校の例で、学校司書として授業にかかわる意味は、生徒の知的好奇心を揺さぶったり満たしたりする資料や情報を的確に提供することにあると思う。調べてみたいという気持ちになる資料や、そういうことかと納得できる資料が必ずある。それを探し出して準備し、授業の中で一人一人に手渡していくのが学校司書の仕事だと考えている。

知る楽しさが次の探求につながる。そして、学校図書館は、生徒が授業で触発された好奇心に授業の後も対応していける。限定した資料を届けることはもちろん、市の朗読会や短歌をつくる会、身近で活躍している児童文学作家に作家の仕事についての話を聞くなど、図書館行事を開催し、学びを広げたり深めあったりもできると、こういう地域にも、これは広がっていくいうふうなこともあるんですけど、重要性を、さらに私、教育長、岡山の例もいろいろ調べられた言われましたけど、その点で、ちょっと印象的なことがあれば、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 印象的というよりも、議員が今、おっしゃいましたように、非常に想像力いうのか、日々の学校での授業というのか、相当充実しているのだろうかと、そういう印象は持ちましたが、1つ、最近と言いますか、以前から図書館離れいうか、本離れ、これがどうしても図書館運営の充実と、相反する部分が出てくるんですよね。

今、例えば、百科事典を持って事を調べる機会というのは、本当に少ない。

それから、辞書を持って、国語の時間に辞書をいつつも横に置いておいて、物を調べて授業をするというのは、なかなか今の、例えば、私が今、教育長になって、学校訪問をさせてもらって見る中でも、辞書を机の上に置いている国語の時間なんか見たことない。それぐらい、そのコンピュータだとか、全然今まで、10年、20年前の勉強の仕方とは変わってきているというのが1つの大きな要因であろうと思うし、それがいいとは言いません。やっぱり、コツコツと自分の力で調べていく。

しかし、今の子供は、コツコツ言うたら、コンピュータで調べることもコツコツなんで

す。辞書で調べることをコツコツとは捉えてないんですね。邪魔くさい、時間がかかる。こういうことなんですよ。

だから、そのへんから、先ほど申したのは、図書館のあり方いうのを、本当に考えないといけないというのは、そのへんの子供たちの日常の学習形態と図書館の運営というものが、しっかりと合致しないと、なかなか取り入れられない。そこには、各教科を指導する教員の受け止め方、図書館司書の人はこうあるべきや、こうしたいと思っても、それを活用する側が、どこまで、その方法に共通理解を示すかどうか。こういうことが、教科、学校運営にとっては、図書館の運営だけじゃなしに、全ての面で、そういうことが言えると思いますので、そのへん、じっくりと考えながら進めてまいりたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 教諭と合致させる、教育委員会の方針なんかと合致させる、その役割を担うのは、私は、学校司書だと思うんですね。それが、そういうふうな学校司書が来て、岡山のその例なんですけれども、目からうろこになった、教諭自身が、こういう学校司書が、こういう役割を果たしてくれるんかというような、そういうような意見も出たそうです。

それから、もう 1 つ紹介したいんですけれども、これも岡山市のこれ小学校の例です。それで、ブックトークと先ほど言いましたけれども、ブックトークというのは、あるテーマに関連づけて、複数の本を選んで、それらの本をつないで紹介することなんですね。それで、この時の 1 つの授業うか、そのブックトークのテーマが、消えるというテーマでやられたそうです。

それで、1 冊目、5 冊出したんですけれども、1 冊目がやしい手・いきいき手遊び、マジック手遊び、マジックですから物が消えるいうふうなテーマ。

それから、2 冊目がふしぎな木の実の料理法、見たこともない木の実が 20 個も届いたのに、その料理法が書いてあるはずの手紙が雪で濡れてしまい、肝心なところが消えてしまって読めない。こういう 2 冊目の本。

それから、3 冊目が、図解絵本東京スカイツリーという本なんですけれども、これ何が消えたかという、建設中は、いつも一番上に乗っかっていたタワークレーンが消えた。こういうふうな消えたという関連づけなんです。

それから、4 冊目が雑誌です。子どもの科学、2013 年 12 月号、あっという間に消えてしまいますがと、例年によるすい星群について。4 冊目は、この本なんですね。

5 冊目が、どこいったんという絵本です。これは、熊が描かれた絵本の表紙を見せて、ある物が消えてしまっってねと言って熊が帽子をなくしたという、そういう絵本なんですね。

ですから、そういうどんどん、司書教諭の役割りが、こんなブックトークの中でやられていくと。小学校の中で、小学校の司書教諭の学校司書の方が、こういうふうにならされているんですね。

ですから、それ、どんどん、どんどん、そういうふうな先ほど本離れとか、辞書が横に置いてないと言われましたけれども、こういうことの子供が、そういうふうになるような、そういう学校司書は役割を担っているんですね。

教育長も検討して、そういうふうなものを、まだまだやっていきたい。やっていきたいとは言いませんけれども、取り入れて研究していきたいということなんですけれども、これも研究してやっていただきたいと思います。

それから、最後に財政的なことをお伺いしたいんです。

文科省の財政基準には、本町には当てはまらないということなんですけれども、平成 12 年度から国が国立の小中学校に学校司書を配置するための経費として単年度、約 150 億円の地方財政措置を行ったと。人の配置に関して財政することは大変画期的だと、この図書館協会の本なんかでもありますから、財政的なことも 1 つのネックにはなるんでしょうか。教育長は、どういうふうにお考えでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 当然、人を配置するんですから、財政的なこと、大きな要因だろう
など、私は、認識しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 今回、佐用町では小学校統合しましたがけれども、財政的には教員が
減った、単純には、それは比較ができませんかと思いますが、24 年度県の教職員の先生
方は、県の職員ですから、本町の財政的にはあまり関係ないかと思うんですけれども、や
っぱり配置していただく場合には、県の了解なんかも必要だと思うんですけれども、24 年
度の教職員数と、それから、この 27 年度、4 校減った中での、今、教職員の数の増減、
減った数というのはわかりますでしょうかね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、お答えください。

教育長（勝山 剛君） ちょっと細かいことについては、あれですけれども、今年は、小中
学校あわせて 158 名。昨年、一昨年度は 190 数名だったと記憶しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） それで、減ったから、その財源を回せるというわけではないんです
けれども、その学校司書の必要性を、それがあつたら、教育長も認識されるんでし
たら、こういう財政的な措置、統合して教職員もどんどん教育を充実させていきたいとい
う中では、やっぱり学校司書の財政的措置も、やっぱり県のほうに私は求めるべきだと思
うんですけれども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 佐用町単独では、そういうことはなかなか言えない部分もありますけれども、県の町教育長会等の一員でもありますので、そういう団体を通じながら加配教員の配置であるとか、各種専門的な教員の配置については、毎年度県教委のほうに要望を、町教育長会として要望を重ねております。

なお、学校統合による学校数の減によって、教職員の数が減になるわけですが、学校統合をした学校に対して、適切な、校区も広がりますし、子供たちも当然多くなります。そういう意味からして、児童数に対する定数が決まっておりますけれども、それにプラスして定数プラスアルファ、これはいただいておりますので、その中に、たまたま司書教諭の免許を持った人が、たまたまいたということも考えられますし、今現在、司書教諭免許を持っているのが、町内で5名であります。

この先生たちを中心に、今、町の図書館協議会等々でもいろいろな意見を出していただいておりますと、そういうことでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 町の教育振興基本計画の中で、学校司書の位置づけみたいなんも、ちょっとお伺いしたいんですけども、今回、第2期の教育振興基本計画が新しくできました。2期ですから。

その中で、重点目標、生きる力を培ういう中で、確かな学力の定着と個に応じた指導の充実ということが挙げられていますけれども、知識基盤社会の形成やグローバル化の社会に対応するため、基礎的、基本的な知識、技能の習得やそれらを活用して自ら課題を生み出し解決するための思考力、判断力、表現力等が必要です。というふうに本町の教育振興基本計画にあります。

それから、特色のある教育活動の展開という中では、学校教育の中では、温もりのある教育に加え、特色のある教育活動を展開していくことが望まれる。特色のある学校づくりのためには、まず、教育課程の編成において各学校の児童生徒の実態に応じて創意工夫を図り、個性を生かす教育の充実に努めることが大切であると、こういうふうに基本計画で述べられていますね。

だから、そういうふうな、これを基本計画を実施する上でも、私は学校司書の配置が重要なことだと思うんですけども、最後にそれだけ、教育長、答弁お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来、言っておりますように図書館の活性化、また、そういうところから子供たちに支援していく、これが非常に大事なことでありますし、また一方、他の方向から子供たちに支援することも大事であります。

ですから、基礎学力を、また、確かな学力を身につけるためには、いろいろな方向からせめていくという、言葉悪いですが、いかなければならない。

1つの方法として、議員がおっしゃる方法もあるということは十分理解して、今後に役立てたいと思います。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

8 番（金谷英志君） 1 つの方向ではありますけど、私、重要な方向だと思うので。質問
終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志議員の発言は終わりました。
ここで昼食のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
午後 1 時 15 分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0 0 時 0 0 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。
引きに続き、一般質問を行います。
5 番、竹内日出夫君の発言を許可いたします。竹内日出夫君。

〔5 番 竹内日出夫君 登壇〕

5 番（竹内日出夫君） 改めまして皆さん、こんにちは。

5 番、公明党の竹内でございます。今回は、コンパクトシティについてと、不妊治療
に全額助成をという 2 点について質問をいたします。

まず、地域包括ケアの一環としてのコンパクトシティについて、すなわち小さな拠点
に関する質問をいたします。

このコンパクトシティとは、少子高齢化と人口減少に対応するため、車を運転できな
い人も一カ所で用事が済むように住宅や医療機関や金融機関、日用品の販売店などを地域
の中心に集めようとするものであります。

ご存知のとおり本町は、少子・高齢化による人口減少が激しく、高齢世帯やお年寄りの
1 人暮らしが増えております。町内には、空き家が目立つ集落があり、このままでは消滅
する集落があるのではないかと危惧するところであります。

私が尼崎で勤務していた時に聞いた話によりますと、田舎から親を引き取り、都会へ来
た途端に認知症になり、「田舎に帰りたい。田舎に帰りたい。」と言うので、田舎につれ
て帰ったところ、認知症の症状がなくなったという話も聞いております。

長く生活した所では、ほとんどの人が知り合いであり、また、話に花が咲くものであり
ます。希望があれば、高齢者やその他の方がその拠点に住み、会社あるいは田畑の仕事に
行く。また、体力の衰えから仕事ができなくなった方は、その拠点の集会所などでお話を
し、また軽いボランティア活動をすることによって、社会に貢献している喜びとともに健
康も維持でき、認知症予防にもなります。また、お互いの健康を確認しあうこともできま
す。そうすることによって介護予防にもなり、医療費の抑制にもつながるのではないかと

確信するものであります。

さらに欲を言えば、ほとんどの用事が、1カ所で済むように、例えば役場や農協の支所、郵便局、駐在所、日用品販売の商店あるいは道の駅などが付近にあれば日常生活にとって便利であろうと考えるものであります。

そのために、旧町に1カ所ぐらいのコンパクトシティがあれば、高齢による体力の衰えから働くことができなくなった方や希望者に住んでいただいたり、また、付近の方が気軽に立ち寄り過ごしていただくために、カフェなどがあれば、安心して地元で暮らせるのではないかと思います。できれば2、3人ならば臨時に宿泊できる設備があればもっとよいと考えます。

もちろん医療機関や商店まで、コンパクトシティに集約することは無理かも知れません。しかし、身近に知り合いがあれば、素早い救急依頼は可能であり、また商店を誘致することは無理であれば、行商の方に巡回してもらうことは可能であります。また、買い物には、登下校時以外は運行していないスクールバスの利用も考えられます。

保育園、小学校の統廃合がなされた今、廃校になった校舎の一部あるいは空き家などを利用し、コンパクトシティができれば地域にとって有益な施設として利用していただけるものと考えます。

また、母親とお住まいの高齢の独身男性から、集合住宅に住み山奥の自宅付近の田んぼや山に仕事に行くことができる施設があれば、安心して生活ができるという話を聞いたことがあります。

岡山県新見市は平成17年3月に1市4町が合併いたしました。新見市の旧哲西町では、合併時の人口は3,200人、現在は約2,700人と減少しています。

そこでは、合併前の平成13年10月にきらめき広場・哲西として、コンパクトシティが完成しています。そこは、住宅の設備はないようですが、地域の未来を推測し、小さな拠点の周辺に簡易住宅を整備して高齢者世帯が引っ越してきてはという話題があがるようになったそうです。

国土交通省は、本年5月21日、今後10年間の国や地域づくりの基本方針となる国土形成計画の改定に向け、素案を示しています。これによりますと、市街地の空洞化を防ぐためにもコンパクトシティ形成が必要と強調。その形成に当たっては、公共施設の再編や使われていない建物など既存の施設を有効活用するとしています。

そこで、当局に次の2点について伺います。

1つ、コンパクトシティすなわち小さな拠点づくりの構想があるのかどうか。

2つ目、70歳以上の高齢世帯や独居高齢者が町内に、何人おられるのか。

以上のことを伺いして、この場からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、竹内議員からのご質問で、第1点目のコンパクトシティに関する質問についてお答えをさせていただきます。

コンパクトシティという言葉で、地域の小さな拠点ということ、どの範囲で、その拠点を形成するかということで、この内容が変わってくるんですけども、今、国が提唱しておりますコンパクトシティという概念ですね、これは、地域の小さな拠点という意味合いとは、少し違ってまいりますので、そういう点も含めて、まず、整理をさせていただきたいと思います。

まず、本来のコンパクトシティとは、高度経済成長の中、都市郊外への住宅開発や商業施設などの整備に伴って発生した中心市街地の空洞化、いわゆるドーナツ化現象に対応するため、郊外への都市的土地利用拡大の抑制をしながら、暮らしに必要なさまざまな機能を中心市街地に集中させ、徒歩や自転車で生活を送ることができるような効率的で持続可能な都市整備のことでありまして、かねてから国土交通省が推進してきた施策でございます。全国の主要都市の中には、コンパクトシティを推進し、それ相応の成果を得ている自治体もあると認識いたしております。

ただし、この国の発想は、都市部での効率的な社会資本整備を進めるものでありまして、我が町のような広い地域に集落が点在し、農地や山林のほか、歴史の中で育まれてきた地域の文化・伝統・誇りを守り、育てていかなければならないといった田舎特有の慣習や風土から見れば、コンパクトシティの考え方は、集落移転なども検討しなければならない、佐用町をはじめとする全国の中山間地の自治体においては、都市部と同様の考え方は入っておりませんので、そのまま、これを推進するということとはできないというふうに考えております。

このような中、近年、国では、議員のご指摘のとおり、中山間地域の激しい人口減少とコミュニティ機能の低下で、集落での暮らしや生産活動の継続が困難になってきている現状を踏まえ、基幹集落に存在する空き校舎、空き家などに、暮らしに必要な機能を集約し、小学校区などの一定の規模で、地域の小さな拠点と生活圏を形成する、いわゆる言葉としては同じようなものですが、コンパクトビレッジの施策展開が始まっております。

一方、佐用町では、合併当初から激しい人口減少、少子・高齢化に伴うコミュニティ機能の維持などを大きな目的に、おおむね小学校区単位で地域づくり協議会を設立し、従来の集落自治会を横断する新たな住民自治組織として、住民と行政の協働のまちづくりを進めてまいりました。

各地域づくり協議会では、それぞれに設置した地域づくりセンターを拠点として、相互扶助と協働の理念のもと、平福の町並みや上月城跡など、地域固有の歴史資源や観光資源を生かした活動、また新たな農作物による農業活性化への取り組み、さらには地域の公共交通を地域の力で担う活動など、多面的な地域活性化・コミュニティ活動が展開をされております。

また、議員もご承知のとおり、地域づくり協議会の中には、地域住民が気楽に集い、お茶と会話を楽しむことのできるふれあい喫茶なども行っており、地域の皆様の楽しみの一つとなっているとともに、高齢者の心のよりどころにもなっているものと思われれます。

そして、保育園や小学校の規模適正化によって、地域によっては空き園舎、空き校舎が存在しますが、現在、地域づくり協議会との協議の中で、その活用方法の検討を行っているところでございます。佐用町として、地域づくり協議会の中での話し合い、同意が得られれば、地域においては、企業誘致なども一つの活用方策として、今、準備を進めているところでございます。厳しい社会経済状況の中で地域が望む企業を誘致することは非常に困難であると思いますが、これも努力してみなければ前へ進むことができませんし、成功すれば雇用創出にもなり、地域産業・経済の発展など多面に渡る効果の中で、小さな拠点、すなわち、コンパクトビレッジの形成にもつながるものと、期待を寄せているところでございます。

それでは、まず1点目のコンパクトシティ、すなわち小さな拠点の構想があるのかどうかとのご質問でございますが、佐用町の考え方といたしましては、小さな拠点、すなわちコンパクトビレッジについては、合併以降、住民の皆様と取り組んできた地域づくり協議会が中核を担っていくものと考えております。引き続き、集落自治会の枠組みを超え、

相互扶助と住民と行政の協働の理念のもと、心豊かな地域の暮らしを守ってまいりたいと考えております。

しかしながら、地域には、スーパーや小売店、医療機関、金融機関、郵便局など、日々の暮らしに必要な社会インフラが全てそろっているわけではございません。そのため、それらが存在する地域への公共交通の確保が重要となってまいります。そこで佐用町では、関係機関との連携のもとで、さよさよサービスやコミュニティバスの運行、さらには、タクシー運賃助成事業などの外出支援サービスを充実させ、展開しているところであり、通院、通学、買い物などに利用をいただいております。先にも若干ふれましたが、江川地域づくり協議会では、江川ふれあい号が運行され、地域の力で地域の暮らしを守る取り組みが続いているところであり、この取り組みにつきましては、総務省過疎問題懇談会の中でも取り上げられ、過疎地域における今後の集落対策のあり方に関する提言にも掲載をされているところでございます。

佐用町の小さな拠点、すなわち、コンパクトビレッジの構想については、各地域づくり協議会の活動の多面的なコミュニティ活動の中で、心豊かな暮らしを守る一方、日々の暮らしに必要な生活サービス機能については、生活福祉サービスのあるエリアと地域を、多様な外出支援交通手段によって結ぶ形態が実態として最も適している方法ではないかと考えております。

さらには、先にもふれましたが、空き園舎、空き校舎は地域の皆さんとともに有効な活用を検討し、地域の活力が少しでも維持できるよう、地域と生活サービス拠点を結んだネットワークを生かし、さらに生活機能が充実した小さな拠点、コンパクトビレッジの形成につなげていきたいというふうに考えております。

続いて、2点目の70歳以上の高齢世帯や独居高齢者が町内に何人おられるのかとのご質問でございますが、5月28日現在の住民基本台帳上では、70歳以上の高齢世帯は679世帯、独居高齢者は、施設入所者を除き1,019人となっております。

住民基本台帳上では、実際には家族と暮らしながらも、世帯分離をされていれば高齢世帯、独居高齢者とカウントされるため、一概にこの数字が正しいというわけではありませんが、かなりの高齢世帯とともに、独居高齢者がいらっしゃることは事実であります。

社会福祉協議会や民生委員の皆様、ボランティアグループなどの福祉系組織の縦軸の力に加えて、各地域づくり協議会の地域コミュニティの横軸の力も強化していただき、今後も引き続き高齢者の安心で心豊かな暮らしを守るべく、各種事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内日出夫議員。

5 番（竹内日出夫君） 先ほど、町長から答弁いただきました地域づくり協議会という小さな単位と言いますか、それよりも大きな上月町であれあ、幕山と上月と久崎に地域づくり協議会があるわけですけども、地域づくり協議会の方には、現在の単位で活動してもらおう。

また、この町長言われるコンパクトビレッジについては、もうちょっと大きな単位で上月町であれば現在の役場近辺、支所近辺ね、そいったところを考えて、旧上月町、また、佐用町、それから南光町、三日月町とありますけれども、旧町に1つぐらいの、そういったコンパクトシティですか、コンパクトビレッジいうかね、そういった施設があれば、

非常に皆さん、安心して暮らせると思うんですけれども、一度、旧哲西町のことでありますけれども、中学生以上の全員、こういった施設を希望するかどうかというアンケートもとられたことあるそうなんですけれども、佐用町もこういうアンケートをとられたらどうかと思うんですけど、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） ちょっと、ご質問の内容が、目的、何のためのアンケートかということについて、ちょっとわかりにくいんですけれども、ただ、今、ご質問の通告では、小学校単位でのコンパクトシティということが通告でいただいていたんですけれども、今、竹内議員のお話では、もうちょっと大きな旧町単位ぐらいの中での、いわゆる、そういう生活機能のいろいろな施設を集約していくというようなコンパクトビレッジ、こういうことを、今、お話しいただいたわけなんですけれども、これはやはり社会の社会構造として、既に、ある程度は、自然発生的にできあがってきているわけですね。

これは、今、例えば、姫路市を中心とした中枢拠点都市、それから、生活自立圏の拠点都市とか、こうした生活をしていく上での、そうした地域、範囲を、どの地点で、また、どういうふうな行政サービスなり、いろいろな生活上の利便性を求めるか。そこに求めていくか。必要なものを求めていくかということで、考え方というのが決まって来るのではないかと思います。

で、例えば、そうした姫路の中枢拠点都市のように大きな専門病院でありますとか、商業施設でありますとか、そういうものを、じゃあ1カ所に集約して、効率よく、そういう利用ができるということについては、これは、その財政面から見ても、また、そのサービスの制度、内容から見ても必要なことなんですけれども、あまりその拠点に集中してしまうと、これはまた、周辺部が全く今の過疎化に拍車をかけてしまうということにもつながるわけです。

そういう中で、例えば、佐用町だけに見ても、また、その集約、また、佐用町のような実態が出てくるわけです。

今、町内においても、住宅を建てられたり、新しく建設されているところというのは、こうした商業施設でありますとか、医療機関でありますとか、交通機関でありますとか、そういうものが便利で使いやすいところに集まって来ているということは確かです。

そういう中で、旧町単位にコンパクトビレッジというものの内容を何に、そこに何を求めていくのか。どこに。例えば、今、竹内議員がお話のような、皆さんが集う場所、そして、そこで高齢者、独居老人の方が、ある時には宿泊したり、介護を受けたりということが出来るかどうか。こういう施設ということであれば、それは、現在でも、ある程度、旧町以前から自然発生的に、上月であれば上月の役場周辺に、そうした支所があり、医療機関があり、施設も商業施設も若干集約してあるという形になっております。

だから、それを一つ発展的に、さらにそういうものを充実させていくといっても、なかなか利用される方々の求められる施設の内容ですね、そういうものが、本当に、それに合致しているものかどうか、ここのところは非常に難しいですし、例えば、それが個人個人、一人一人の要望に応えるものをつくっていこうとすれば、非常に多様なものになってきて、なかなかこれを維持していくことが財政的にも難しい。そういうところが危惧され、当然、

出てくると思います。

そういう中で、住民の方々、町民の方々が、地域の中で、どういうことを望まれているのかということを、今、アンケートをとってみればいいのではないかなという話なんですけれども、この点については、地域づくり協議会の地域づくり計画等においても全部の地域づくり協議会ではないんですけれども、アンケート調査なんかもされて、現在、地域づくり協議会の中で、地域づくり計画というものを取り組んでいただいております。既に行っているところあるわけですね。

そういうものを一つ集約しながら今後の施策に反映をさせていきたいと。そのように考えるところであります。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内日出夫議員。

5 番（竹内日出夫君） 町長の言われるように、コンパクトビレッジという発想なんですけれども、これを現在ある地域づくり協議会単位で考えようとする、非常に無理があるように、私も思うんです。

独居高齢者の方も、私の家の近所にもおられますし、また、高齢者世帯、仕事場がなくなったような高齢者世帯もあるわけですね。そういった人が安心して暮らせるようなコンパクトビレッジのようなものがあればいいな。これは、そこに住んだり、そこに行っておしゃべりしたり、いわゆる軽いボランティア活動するということによって、健康も維持でき、また、生きがいも感じれるかもわかりません。それが、とりもなおさず介護予防にもつながっていくと思います。医療費の抑制にもなるわけなんですけれども、こういった施設を、地域づくり協議会の単位じゃなくて、もっと広げて旧町ごとぐらいに考えてもらったらいいんじゃないかなと思います。

それと、町内には東からいきますと、三日月、徳久、佐用、上月と駅があるわけなんですけれども、この駅の近くにほとんどが支所があったり、商店があるわけです、その近くにこういった施設があれば、姫新線の利用促進にもつながっていくのではないかなという気もいたします。

これは、1年や2年でできる問題ではありません。これは、5年、10年先を見据えた事業になってくるのではないかなと思うんですけれども、哲西町の例を引きますと、そこには役場・支所、認定こども園、歯科診療所、内科診療所、保健福祉センター、図書館、生涯学習センター、文化ホール、また、付近には道の駅や駐在所などがあったり、また、農協の支所や郵便局、金融機関があそこにあるそうなんですけれども、こういった施設を、徐々に5年、10年先を見据えて事業を進めていただけたらなと思うんですけれども、これも財政がかかわってくることですから、すぐにやるということとはできないと思うんですけれども、ゆくゆくは、こういうこともちょっと考えていただけたらなと思うんですが、町長、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 今、竹内議員がお話のような、皆さんが生活される上で、必要な各いろんな施設、機能、サービス、こういうものは既に、例えば、今、お話しのように三

日月や徳久や佐用、上月、駅の周辺に農協もあり、また、歯科医院とか、また、内科医院とか、そういう医療機関もございます。役場・支所もあって、支所の施設、その施設の今後、活用においても皆さんが集って、いろいろとそこで地域コミュニティを形成していただくような活動、こういうことも、今、地域の支所のところには、ほとんどのところに文化施設等も既にあるわけです。

ですから、そういう施設を、これからもうまく活用していくということ、これは非常に必要なこと、大事なことではないかと思っております。

ただ、特に心配される竹内議員の趣旨であります高齢者、また、独居されて非常に不安を持ってられる方々、こういう方々に対しての安心して生活ができるような地域のあり方、そういう中で、当然これは一つは病院施設、医療機関もあるんですけども、介護施設。その介護施設のような、今、介護保険制度に則った利用だけではなくて、その前の、まだ、ある程度、皆さん一人で自立しながら、しかし、不安はあるという方々に対しての、また、施設として、今、サービス付き高齢者住宅というような施設も、これも各地域で、今、整備がされております。

ですから、町が、直接、そこにつくるのではなくて、これは施設をつくると言っても、やはりそこには、介護ができる体制、見守りができるきちとした体制が必要なんですね。そうすると、医療機関でありますとか、福祉サービスのそういうところが、一体的に、そうした施設も管理運営をしていってもらうことが一番入所される方にとっても、非常にこれは安心して入所ができるという大事なところだと思います。

今、サービス付きの高齢者住宅で、上月であれば海風という名前で作られておりますし、今度、建設中で、もうすぐ竣工されると思うんですけども、ここの共立病院がつくられる施設。また、三日月においても、サンホームみかづきさんが、既に、20室の高齢者向けのそうした住宅を建設されて、つくられて、その養護老人ホームとか、また、小規模多機能の福祉施設と一体的な形で、事業を、サービスをされております。今、施設も満室になっているようですけれどもね。

こういう形で、1つは、大きく国から言えば、佐用町そのものが、ある意味ではコンパクトビレッジという考え方をしていかなないと、佐用町の中で、さらに細かく、そういうものを町が新たにつくっていくということは、これはできませんし、また、サービスを受ける内容も、なかなか充実したものにはならないというところがあります。

ですから、私たちは国とかそういうところが言われる、その地方中枢拠点都市とか、そうした国全体で見れば大きな文化施設だとか医療施設だとか、そういうものを、それこそ例えば、佐用町に総合病院をつくってください、高度医療機関をつくってくださいと言っても無理なところがあるわけです。

だから、それは例えば、テクノに建設をするとか、大きなスポーツ施設なんかについては、どこかにつくるといような、そういう国全体で見れば、一つ一つ各地域につくっていくのではなくって、そうしたものを集約していくという考え方は、当然でてくるわけです。

ただ、地域としては、やはり地域のそれが生活の面で皆さんは、地域の中で則して毎日の生活をしているわけですから、その中でいかに、そういう生活を守っていくか。このことは、佐用町全体で一つのコンパクトビレッジという考え方で取り組んでいく必要があるかと思っております。その中で、既に、今、言いましたように各地域ごとにも、そういう施設があります。そういうことも一体として考えていくということではないかと思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、竹内日出夫議員。

5 番（竹内日出夫君）

町長の考え方は、だいたいわかりました。

しかし、私が最も言いたいのは、介護施設に入る前の段階として、地域の皆さんが、お互いに助け合って、お互いに気をつけながら、そこで生活していくと、そういったところがあればいいのになという気持ちで質問させていただきました。

誰もそうなんですけれども、やっぱり生まれ育ったところで、終末を迎えるといったら、また、何ですけれどもね、最期まで、そこで住み続けれることが、その人にとっては一番幸せではないかなと、介護施設、いろいろな病院で亡くなるのも一つの方法なんですけれども、やはり生まれて育ったところで終末を迎えるというのが、一番、やっぱり皆さんが望まれることかなと思って、この質問をさせていただきました。

これ、先ほどから申しますように、5 年、10 年、もっともっとかかるかもわかりませんが、やはり高齢化なり、また子供が少なくなつて、高齢化社会を迎えておりますので、誰もが幸福を感じながら生活できるという拠点を、また、長いんですけれども、町長、考えていただけたらと思います。

これで、この質問は終わります。

次に、不妊治療に全額助成をということについて質問をいたします。

本町も、少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。子供は国の宝であり、地域の宝でもあります。

そこで、不妊に悩む夫婦を支援するとともに、定住促進にもつなげるため、不妊治療に全額助成の導入を提案するものです。

体外受精および顕微授精による特定不妊治療は、保険適用外のため、広島県によりますと 1 回当たり治療費は平均約 45 万円もかかるそうです。平均ですから、治療の内容によっては 50 万円、60 万円、あるいはそれ以上かかったことも想像されます。

本町においては、平成 19 年度から平成 26 年度までの 8 年間に 19 人が県・町の助成を申請し、治療を受けられ、11 人の方に子供が授かったと伺っております。約 58 パーセントの方が恩恵を受けたことになります。本当にありがたいことです。

広島県の例ですが、三次市と神石高原町では、本年 4 月から体外受精などの特定不妊治療にかかる費用を、県の助成額を除いた治療費の全額を補助する制度を開始しています。

また、5 月 26 日付の神戸新聞によりますと、養父市は今年度、県内市町で初めて特定不妊治療費を県の助成制度と併用して全額を支給するとの報道がありました。経済的な負担を理由に特定不妊治療の継続を断念する夫婦を支援するためとのことであります。同市では、2014 年度 1 回の治療費が 68 万円もかかった例もあったということも報じられています。

概略ですが、兵庫県が行っている特定不妊治療の助成は、治療法に応じて 1 回 15 万円から 7 万 5,000 円が上限となっております。また、43 歳以上は助成がありません。個人差があり医療機関の診断結果によっては、年齢制限をもう少し緩和してはどうかとも考えるものでもあります。

本町の助成額を見ますと、特定不妊治療に要した費用から兵庫県の助成を控除した額となっておりますが、上限額が 10 万円であります。

例えば、特定不妊治療に 45 万円かかったとしますと、県最高の 15 万円と町助成の 1 回の限度額 10 万円で 25 万円の助成をもらっても、なお個人負担が 20 万円となるわけがあります。ただし、夫婦の合算所得額は 730 万円未満などの条件がありますが、この 20 万円の負担は大変重いものであります。

子供を望みながら子供に恵まれない時には、夫婦を経済的に支援することが重要であり

定住促進にもつながるとともに、人口減少の緩和にもなるものと考えます。不妊に悩む夫婦にとって、不妊治療を受けるだけでも、経済的な負担と精神的な負担も多く、その上、治療機関のある赤穂や姫路あるいは神戸への交通費がさらに負担を増大させ、治療を断念せざるを得ないということになります。

そこで1点目、子供が欲しいかどうかは把握できないと思いますが、結婚後3年以上経過し、子供に恵まれない夫婦が何世帯おられるのか。

2点目、妊娠可能な世帯に助成をするとしたら、予算はどのくらいかかるのか。

以上、2点について質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、竹内議員の2点目のご質問でございます不妊治療に全額助成をとのご質問でございますが、現在の佐用町、また、県が取り組んでいる不妊治療に対する助成事業につきましては、議員のほうがよく事前に調べていただいて、今、お話をされた、質問された中身でありまして、二重になってしまいますけれども一応、状況も概略も説明させていただきます。

佐用町では、特定不妊治療費助成事業として、兵庫県とともに不妊治療を受けられた夫婦に対して、経済的な負担の軽減と子育て支援を図るため治療費の助成を行っております。

昨年の平成26年度では、9人、延べ15人の方に対して、平均約12万6,000円の助成実績がございました。

費用といたしましては、不妊治療の場合、初期の一般不妊治療は保険診療の範囲内でございますでしたら3割負担で済み、1回の治療費は数千円程度となるそうですが、体外受精や顕微鏡受精による特定不妊治療の場合は、保険適用外のために1回当たりの治療費は、各医療機関によって、また、その内容によってその費用は違いますが、おおむね20万円から60万円ぐらいかかるというふうに言われております。

また、県下でその治療費の全額補助について、この4月から養父市が実施をされたということは確認をいたしております。

それでは、ご質問の結婚後3年以上経過し、子供に恵まれない夫婦が何世帯おられるのかのご質問でございますが、竹内議員も、もうおわかりのように、なかなか、こういうデータで把握することはできませんが、昨年度、佐用町内の方で婚姻届を出された方が57組ございます。ここ数年は、約60組前後の方が結婚をされております。

また、昨年、91人の子供が生まれておりますが、子供に恵まれない夫婦としては、不妊治療を申請されている方といたしましては9組を、先ほど、実際の治療をされている9組を把握しているのみでございます。

次に妊娠可能な世帯に全額助成するとしたら、予算はどのくらいかかるのかのご質問でございますが、これも詳細なデータを把握することができませんので、実際どのくらいおられるか、また、その費用がどれぐらいかかるのかはわかりませんが、佐用町では、平成27年度の当初予算で妊婦健康審査で950万円、不妊治療支援補助金で80万円を計上いたしております。予算的には、不妊治療される方というのは、実数としては、そんなに多くないわけで、予算総額としては、そんなに大きな予算がかかるとは思ってはおおりません。

ただ、本町も急激な人口減少が進んでおり、少子化対策は非常に重要な問題でございます。そのため、不妊治療だけでなく、結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目のない取り組みを行っていくことが必要だというふうに思っております。

また、この少子化対策は地域、また、企業など社会全体の課題として取り組んでいかなければならない課題じゃないかというふうに考えております。

以上、明確な、的確なお答えはできませんけれども、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内日出夫議員。

5 番（竹内日出夫君） どうもありがとうございました。

町長、養父市や広島県の三次市、また、神石高原町の取り組みについては、町長、どのように思われますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういう不妊治療によって子供が授かる、なかなか自然妊娠ができないという夫婦において、医学のこれも一つの大きな恩恵だというふうには思います。

その恩恵が経済的な理由で受けられないという方に対して、その方の経済状況に応じた支援を行政としても、これだけ少子化の中で、対策として行っていく、このことは、それぞれ実施されている。まだ、全国的に見ればわずかですけれども、そういう対策がされてきているということは、十分、理解をするところであります。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内日出夫議員。

5 番（竹内日出夫君） 町長、なかなか丁寧な答弁をいただくんですけども、率直に言って、そういった全額助成をすることについて、町長は、どのようにお考えですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） ですから、全額助成が必要ならば全額助成をすると。

ただ、やはりこれは、子供を夫婦で産むと、育てる。これは、それぞれ夫婦にとって一番大きな仕事ではないかと思えます。

そういう中で、十分に経済的な助成がなくてもできる方、これは、それぞれの夫婦の本来に大変な思いの中で、そういう治療も受けていただくことも大事だと思いますので、ですから、ほかの町が全額と言っても、例えば、所得制限なしに全員されているのか。本当に経済的に治療を受けられないという方にされているのか。また、何度でも、無料と言ってもですね、これは医療機関の判断にもよると思いますけれども、治療がやはり困難な中で判断された中で、あえてされるということに対して、どういう、ある意味では、その回数ですね。いうことが制限もなしにされているのか。いろいろな面では、十分、実際に実施

するのにあたっては検討しなきゃいけないなと思いますね。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内日出夫議員。

5 番（竹内日出夫君） 夫婦合算の所得額が 730 万円以下という上限があるわけですが、1 回の治療で 30 万円も 40 万円も出すということは、非常に負担がかかると思うんですね。その上また、交通費もかかる。このような非常に経済的にも、精神的にも負担がかかる治療を受けてもらって子供が授かるわけなんですけれども、こういったことには、行政として本腰を入れて、やっぱり支援していかなあかんことではないかなと、私は、思うわけです。

この県と町の助成制度があるわけですが、この助成制度については、どのように広報されておりますか。

議長（西岡 正君） はい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 特定不妊の助成制度につきましては、県の制度で以前から始まっておりますので、関係医療機関等でも当然広報等もしておりますし、町広報でも出ております。

また、そういう相談に応じてもクリニック等が対応できるように情報提供はされておるように、僕も存じております。

ですから、佐用町のほうでも、先ほど議員がおっしゃったように平成 19 年以降になりますけど、こういった人数の方が相談され、利用されたという経過になっているのではないかと考えております。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内日出夫議員。

5 番（竹内日出夫君） 病院に、そういうことを掲示されておるといえるのか、そこで広報されておるといえることなんですけれども、それとまた広報にも掲載されているといえることなんですけれども、広報を隅々まで読む人は少ないような気がするんですね。だからもっと、町民全体に周知する方法がないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） こういう不妊治療というような助成につきましては、当然、その前に、そうしたことで非常に悩んでおられる方がおられるわけです。そういう方が対象であ

りますので、私は、そういう方においては、それぞれ関心を持って医療機関にも行かれたら、医療機関のほうとしても、こういう制度がちゃんと受けれますよということは言っていただけますし、また、町に来られても保健師なり、そういう人が指導もしますので、大々的に、これをしなさい、これをしなさいという中の広報ということは、こういう治療、補助の場合には必要がないというふうに思います。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内日出夫議員。

5 番（竹内日出夫君） 先ほどから、非常に丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

本町へのUターン、あるいはIターンによって人口減少に少しでも歯止めがかかるということも大切であります。と同時に子供が生まれて人口減少に歯止めがかかる。これが一番大切だろうと思います。

やっぱり、そこで生まれた子供は、土地に愛着も強いと思いますし、定住促進、また、子供がおることによって近所の人も元気もらう。そういうことになろうかと思っておりますので、ぜひ子供を産んでもらいやすいような環境づくりに努めていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 竹内日出夫議員の発言は終わりました。
続いて、12 番、石黒永剛君の発言を許可いたします。

〔12 番 石黒永剛君 登壇〕

12 番（石黒永剛君） 失礼します。12 番、石黒です。

私は、今般、日本創成会議のレポートから集落維持の視点から質問させていただくものであります。

全国的に人口減に移行してまいりました。日本の人口は、昭和 39 年の東京オリンピックの翌年、昭和 40 年の国勢調査で 9,827 万人、1 億人突破が 2004 年ですね、平成 16 年の 1 億 2,779 万人をピークに 8 年連続減少幅を拡大しております。

佐用町の人口も同様に合併時、平成 17 年、2 万 1,012 人の人口が、現在では推定になりますけれども、1 万 7,754 人。減少傾向は留まるところがございません。

日本創成会議は、地方格差、人口の流出、少子・高齢化の進行によって、近い将来 896 の市町村が限界集落を抱え消滅するとのショッキングな報告をまとめております。

佐用町も人口減少の数字も意識され、それに対して危機感を持って行政運営に当たられると思いますが、日本創成会議が民間団体とあるとしても現政権の地方再生政策に大きく影響しております。レポートのと通りの推移であれば、896 の限界自治体の範疇に佐用町もあります。

議会報告会において、少子化について、私たちに参加者の皆さんが、子供が少なくなかった。どのようにものを考えているかとの意見が出て、見解を求められたところであります。

そこで、以下の質問を行います。

質問の 1 は、日本創成会議レポートは、レポートとしながらも会議メンバーには前総務大臣の増田寛也座長、内閣参与も加わったメンバー構成となっており、人口減少問題検討

分科会をもって少子高齢化の進む人口減少社会のあり方を模索。政府もその対応に地方創生担当大臣を特命し、国家戦略として取り組んでおります。日本創成会議報告について町長の見解を求めます。

2つは、創成会議は集落維持についても述べております。創成会議は集落維持に視点をあて、限界集落 65 歳以上の高齢者が 50 パーセントを超える集落で、集落機能の維持が難しくなっているところ。存続集落、これは集落行事、運営が継続可能な集落で、年齢が 55 歳未満の人口が 50 パーセント以上と分類しております。佐用町は、この分類からするとどのようになりますか。少し、問題の捉えにくい質問になっておりましたら、お許し願いたいと思います。

それから、質問の 3 です。平成 21 年度台風の対応という冊子の中で、当時の山田理事の報告は、佐用町の人口が 2 万 166 人として、当時の集落数 142 集落、そのうち限界集落は 12.7 パーセント、18 集落と報告されております。その後にあって、三日月地区において自治会統合がありました。統合した自治会の運営面、その他において町サイドから見た考えもお持ちかと思しますので、コメントお願いしたいと思っております。

以上、この席からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石黒議員からのご質問で、まず、1 点目の日本は全国的に人口減に移行している。近い将来、896 の市町村が消滅するという日本創成会議のレポートに対する町の見解ということのご質問にお答えをさせていただきます。

厚生労働省の機関であります国立社会保障・人口問題研究所によりますと、日本の人口は 2008 年の約 1 億 2,800 万人をピークに、長期的な減少傾向に入っており、このまま傾向がおおむね続くと仮定をした推計によりますと、2060 年には約 8,674 万人、22 世紀になっての 2100 年には 5,000 万人を切るであろうという推計が 2012 年に発表されております。

また、同研究所が発表した地域別将来推計人口によりますと、佐用町の人口については、2010 年の国勢調査では 1 万 9,265 人でありましたが、2040 年には 1 万 973 人に減少すると推計をされております。

一方、ご質問の日本創成会議によるレポートは、2014 年 6 月の雑誌、中央公論に掲載されたものでありまして、人口の減少についての推計は、この国立社会保障・人口問題研究所から出されたものと、そんなに大きく変わるものではないと思いますが、その内容の中で、人口の維持・増加の直接的な担い手である 20 歳から 39 歳の女性の人口動向に着目した将来予測を市町村ごとに行ったもので、消滅可能性の自治体といたしまして、896 の自治体のリストが公表されたものであるというふうに認識いたしております。兵庫県内でも 21 市区町を挙げ、佐用町も若年女性人口の減少率が大きく、2040 年の佐用町の人口は 1 万 43 人と推計され、残念ながら消滅可能性のある自治体として掲載をされているところであります。

これに対しまして、兵庫県の井戸知事は、放っておけばこのような悲惨な状況になる恐れがある警鐘になると評価する一方、推計方法については、過去 5 年の傾向が 2040 年まで続くという前提には課題があると指摘したうえで、このような極端な試算も踏まえ、地域振興を、今後、どう図っていくのかを検討する必要がある、小規模集落の活性化などに引き続き取り組む考えを示されております。また、人口が減少しても、そこには少ないな

りの人々の暮らしがあり、また、コミュニティがあります。人が全くいなくなるわけでは、決してありません。そういう意味で、町が消滅するということは、私は、ないというふうに考えております。

また、国全体における人口減少傾向は、2008 年を境に始まったばかりであります。都市部への人口流出によって進む過疎化は、佐用町だけにとどまらず、それを受け入れた都市部においても、子育て費用の高騰や待機児童の問題などが生じ、その結果、人口減少がさらに進む悪循環が進むというふうにされております。

日本創成会議では、若年女性が減ると推計されておりますので、その傾向に歯止めをかけるためには、女性の持つ目的意識や価値観の変化が大切だと考えられます。播磨科学公園都市や姫路連携中枢都市圏域という立地を生かした上で、大都市とは比較にならない安心安全で、自然に生まれ充実した子育て環境を創造し、すぐれた環境の中で子供を産み育てることができる施策を地道に積み重ねることで、女性の持つ意識や価値観に変化が生じ、都市部への人の流れに歯止めをかけることができるのではないかなというふうに期待をしているところであります。

佐用町といたしましては、これまで長年にわたり少子化による人口減少、過疎化問題に取り組んできたわけでありまして、子育て世代への多面的な支援、J R 姫新線の高速化や増便試行、国道、県道等の道路アクセスの整備や光ファイバー網など、通信、また、情報通信インフラの整備等に加えて、歴史資源や美しい自然環境を生かした観光施策など、また、交流事業、さらには地域の誇りを醸成する協働のまちづくりなど、さまざまな角度から町の施策を展開し、暮らしやすく、魅力ある誇りの持てるまちづくりを推進してまいりました。

町といたしましては、消滅可能性の自治体の 1 つに数えられたことは残念であります。当然、人口減少という時代の大きな流れに対しまして、正面から向き合い、これを有意な忠告として受け止め、人口の減少の抑制と、また、過疎対策対策の取り組みを、今後とも着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、昨年 11 月に、まち・ひと・しごと創生法が成立をいたしまして、12 月には国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略が閣議決定され、同時に全国の地方自治体に対しても、国の戦略を勘案した地方版の総合戦略の策定が要請されたところでございます。これを受けまして佐用町といたしましても、本年度中に佐用町地域創生総合戦略を策定したうえで、地域の活性化に資する元気の出る取り組みを進めながら、避けられない人口減少という課題に対しまして、人口減少のカーブを緩和していく取り組みや人口が減っても豊かに幸せに暮らせるような取り組みをバランスよく着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2 つ目の質問でございます限界集落、存続集落といった分類分けをした場合に、佐用町はどのような分類になるかのご質問であります。まず自治会単位で見ますと、65 歳以上の人口が 50 パーセント以上である、いわゆる統計上、限界集落と言われる集落は、平成 27 年 4 月末日現在で、134 自治会のうち、19 自治会が該当している状況になっております。また、55 歳未満の人口が 50 パーセント以上である、いわゆる存続集落は、39 自治会となっております。ただし、数値上は限界集落に該当いたしましても、住んでおられる住民の皆様が、さよさよサービスや福祉タクシーを活用し、通院や買い物ができ、地域のふれあいカフェで語り合うなど地域内でお互いに支え合い、時折顔を出してくれる子供や親族に見守られながらも、穏やかな生活を続けることで安心して心豊かな日々を送っておられる方も多いのではないかと感じております。

しかしながら、今後は、さらに進むと思われます少子高齢化に対して、一つの集落で自治会活動や農業、消防・防災活動などを行っていくことが困難になっております。町では

合併後いち早く、住民と行政による協働のまちづくりを推進しており、ご承知のとおりお
おむね各小学校区ごとに地域づくり協議会が組織され、集落を横断した活動が行われてお
ります。町としては、今後の住民の皆様の生活機能サービスの維持を考えると、集落間
の相互協力のもとより、その大きな役割を果たすことが地域づくり協議会でありますので、
今後も引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、佐用町の分類がどうなるのかということですが、平成3年に高知大学の
大野教授が提唱された65歳以上の高齢者が人口の過半数を占める限界自治体には、当ては
まってはおりませんが、町内の限界集落と準限界集落数の数を合わせると約7割になっ
ている現状でございます。この現状をしっかりと踏まえ、今後も引き続き、住民の皆さんと
行政が協働する中で、お互いに知恵と汗を出し合い、暮らしやすく魅力あるまちづくりを
推進すると共に、佐用町の将来を担う子供たちの教育の中で佐用町に住み、そこで自分た
ちの子供を育てることへの価値観が見出せるような学習を行っていくことが大切ではない
かというふうにも考えております。

最後に、3点目の今後、自治会統合も視野に集落維持も考えなければならない。三日月
地区で、統合された自治会の運営が、今、どうなっていますかとのご質問でございますが、
議員が言われますように自治会内における人口の減少や高齢化により、自治会組織の運営
が困難になってきている自治会におきましては、選択肢として自治会の統合も必要である
と考えております。町といたしましても、そのような自治会の抱える課題について検討し、
統合された自治会につきましては、バックアップすべく、平成25年度から支援措置とい
たしまして、自治会統合補助金と自治会統合推進補助金を交付いたしております。

そして、三日月地域において、平成25年4月1日に自治会統合されました東本郷自治
会、南広自治会についてでございますが、もちろんそれぞれの歴史や伝統がある集落が1
つになるわけでありますから、統合されたその日から直ちに以前のような運営は困難だ
と思います。やはりそこには、いろいろな課題や戸惑いがある中、組織基盤の強化を図り、
将来に向けての自治会活動のさらなる活性化と地域社会の健全な発展に寄与するべく努力
をされており、少しずつではありますが、着実に前に進んでいるというふうに伺っており
ます。また、町といたしましても、継続して、このような集落に対しての支援を行ってま
いりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛議員。

12 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございます。

先ほど、人口問題研究所のデータだというようにおっしゃってましたけれども、2010
年の国勢調査のデータだと思うんですけども、私も人口問題研究所のデータをもって質
問させていただきます。

一説によると日本の高齢化は1970年代から既に始まっておったと言われております。
地域格差、少子高齢化から見て人口の減少、当然、人口の減少の要因として社会減、すな
わち今おっしゃいました20歳から39歳の出産可能な女性の人口の減少。それから、人間
として、どうしても終末を迎える死亡といったようなものが社会減ではないかと思うん
ですけれども、そういったことを考慮する中で、日本創成会議は、地方が創生するために、
1番、地方への新しいひとの流れをつくる。2番、地方にしごとをつくり、安心して働け
るようにする。3番、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4番、時代に合

った地域をつくり、安心なくらしを守る。5番、地域と地域を連携する。このような意見も同時に結論づけたものを出しております。

日本創成会議が民間団体であるとしても、政府のほうも、このレポートに対して、それに応えるべく財政出動と、先ほどから竹内議員の言葉の中にもおっしゃってございました連携中枢都市圏の制度とか、それから自立都市圏の制度、それから地方創生人材支援というような財政出動のほかに、こういった支援も実施しようとしております。

コメントですから、そのコメントに対して、私は、これ以上触れたくないと思いますので、1番の問題については、これで置かせていただきたいと思います。

2番ですね、佐用町としての少子・高齢化、人口の減少から見えるものから集落維持が非常に難しくなっている現状があります。2010年の国勢調査、先ほどちょっと出ておりました人口問題研究所ですね、そのデータから質問させていただきますけれども、平成22年度の全国の高齢化率は25.1パーセント。

特殊出生率、これは先だってありました一番新しい分ですけれども、1.24になるだろうと。これも新しいところです。

それから、平成22年度の兵庫県の高齢化率は25.3パーセント。出生率が1.41。佐用町はどうかというと、高齢化率が34パーセントで、県下で一番高い。その次が香美町ですか。それから、新温泉町の順だったと思います。合計出生率が1.30となっておりますが、間違いがあるかもわからんのですけれども、間違っておれば、森下課長、首かしげてますけれども。

ちなみに、町長は、佐用町の高齢者福祉計画の中で、27年の3月に出しております。この中で、これから高齢化率は27年に37パーセント。28年に37.5パーセント。29年には38パーセント。そして、少し飛んで32年には39.5パーセント。39年には40.6パーセントになるというように報告されております。

先ほど出ました人口問題研究所、これ厚生労働省の研究機関の1つでありますけれども2040年の佐用町は、少し町長も触れておられますが、約1万1,000人弱と推計しております。これから算出する特殊出生率は1.37パーセント、高齢化率については、47パーセント。2人に1人が高齢者になるだろうというような結論が出ております。

人口減少を回避するということになれば2.8パーセントぐらいというようなことが出てますけれども、それは、どうしても文章上でも理論上でも難しいという結論づけをしております。

人口の減少は集落維持においても大きな問題となってきます。そこで、答弁いただいた65歳以上の割合についての質問でありました。

今、佐用町が134集落、人口が30人以下の自治会が10地区あります。30人以上50人未満が8地区。それか50人以上100人、これが40地区。人口の少ないところほど高齢化率が高いというようなデータが出ております。

そこで、質問するわけなんですけれども、限界集落を何らかの形で、今、方策を講じない限り消滅集落になるのではないかなと思っておりました。そういった関係から、私は少しこの一般質問をしたいなと思った時、鳥取県の三朝町中津地区、これ5年前に私が行った時に人口が5人やったんです。これは、この5月に寄せてもらった時には2人です。冬は寂しいとおっしゃってました。そして、もう想像もつかれると思いますけど、しっかりした家もなくなっているんです。屋根も落ちております。

それから、また、そこで聞いたことなんですけれども、人口が30人までは非常に楽しかったと。30人を切ったら非常に、バタバタバタと少なくなってしまった。まだ、2人のご夫婦がおられたんですけれども、話聞きますと、私たちは、三朝町のほうから家があるために出て来ているんだというようにおっしゃってました。

その次に、私は、板井原の地区も行ったわけなんですけれど、ここも耕作地の田畑は全てだめになっておりました。ただ、静かな時間が流れるなど、その中に、訪れる方が、2、3人、ぱらぱらとおられるというような集落。これも消滅集落だと思うんです。

この三朝町の中津集落、それから、智頭町の板井原集落、これについては、鳥取県が板井原集落の再生というような形で、中津集落については、中津集落の将来をとというようなことでシンポジウムを、かつてもっております。そこまでは、私、ちょっと中文書を見てないんですけれども、そのような努力はされておったようです。しかしながら、そういう現状です。

それから、八頭町に姫路というところがある。ここは、まだしっかりした集落でした。しかしながら、人家はまばらで、農村活性化事業ですか、その関係の事業を集落が計画して、よんで、せせらぎを生かした取り組みをされておるようでしたけども、それも、あまり人が訪れるような状況ではなかったように思います。

ここでずっと、3町3集落を訪ねて、共通して思うのが、全てが平家伝説持っているんです。ですから、集落としては古いんですね。立っている墓も非常に立派な墓が立っています。そういった集落は、伝統行事やら、それから後世に伝えなならん文化というものを持っているわけなんです。そやから、集落の維持ができないということになってくると、これは、それまで捨ててしまわなければならないというような状況を、私自身は、今、感じております。

そういった観点から質問するわけなんですけれども、集落の人口が多かったらいいというわけでもないなど、私自身、思っているわけなんです。と言いますのが、実は、今、私の周辺には、ハイツとかマンション形式の形で人が入っておられます。そういったところは、集落のおつきあいがされているのかと思うと、集落のおつきあいはされてないんですね。行事に参加されてないんですね。頭数は、数であっても実際のところ、中身は人手が足りないというような集落になってきていると思うんですけれども、そういったところは、町は、どのようにマンション、それからハイツの住民の皆さんに対しての集落行事への参加、どのように考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町が、どのように考えているかということと同時に、当然、その集落において、そういう方々に対して、どういう働きかけをしていただいているのか。新しい住民が入って来られた時に、やはり集落と一体となって、いろいろと集落の活動にも参加していただくように、これは、まず、お願いをしていただかなければなりません。

ただ、そうは言っても、今、そうした住宅に入居される方は、そういうことに対する参加ということに対しては、あまり関心がないという方もおられます。

これはもう、今の現在の社会状況、まだ、都市部へ行けば、もっともっと、そういう希薄にコミュニティがなっているわけでありまして、そういう中で、佐用町においては、地域づくり協議会等の活動においても、皆さんに、いろいろなことに参加していただくような行事を持って、特に子供たちを中心に一緒に集落で一緒に活動していただくようなことを取り組んでいただいているわけでありまして、それをやはり町は、活動の支援をしていくということではないかというふうに思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛議員。

12 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございます。

もう 1 点、質問させていただきます。

先ほども少し触れましたけれども、次の次世代に伝承しなければならない文化というようなものがあるわけなんですね。そういったことになる、これは、ここで考えられることは、先ほどの中津集落の話をしますけれども、中津集落の隣には神倉（カンクラ）という集落があります。これは、動燃の関係で土捨て場になっているわけなんですけれども、ここも連鎖的に集落維持がおかしくなっていると。これは、三朝から見れば、10 キロぐらいなところなんです。神倉は山奥でもないんです。しかし、中津については、それから 4 キロほど入りますから山の中に入りますけれども、そういったところの昔は楽しかったと、運動会があった時には、誰々が踊ってというような懐古の話を聞きましたけれども、そういったものまでが、ここで集落がなくなることによってなくなってしまうと。

佐用にも伝統の祭りがありますけれども、かつては 1 集落、上町集落だけで、その祭りの巡行ができておったんですけれども、ちょっと最近難しくなってきたと。3 集落の関係で、その祭りの運行をするわけなんですけれども、もうよその集落から足りないから手を貸してくれということで、私の住む上町集落も手を貸しているわけなんです。

そうすると、そういった伝統行事に対して、集落間がお互いに連携をしあわなければならないような状況があると思うんです。

それから、連携の果てには、集落統合ということも、やっぱり視野に入れた考え方を町が持つというよりも、今の町長の話であれば、地区が持つべきだろうと思いますけれども、そういったことに、ちょっと無理な答弁をお願いするかもわからないんですけれども、そういうような形で進んでいくということもあり得ると思うんですけど、それに対して、町として、どのようなお考えを持たれますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 先ほどから、ほかの鳥取のほうの町とか、地区のこともお話しいただきましたけれども、これは町内にも、そういうずっと歴史の中で、そういう実態の集落というのは、既に何カ所もあります。人口の減少というのは、国全体としては、2008 年から減少に入ってきたと言いますけれども、中山間地の私たちのような町においては、もう戦後間もなく、日本が高度成長に入った時点から、ずっとそうした人口減少、人口が都市部へ流れるという形での人口減少が進んできたわけです。

だから、そういう中で、それまでの人々の暮らしの中で、培われてきた伝統や文化、これは、そこに人がいて、暮らしが毎日あって、その中で、いろいろな行事、また、神社をお祭りしたり、また、地域でのお祭り等をしながら、そういう文化を形成、育んできた。だから、人がいなければ、いなくなれば、現実として、それができなくなるのは、もうこれはある意味では当然の結果であります。

ただ、それを、どう維持して行こうかということは、みんな、そこに住む人は苦勞されています。そのために、今、お祭り等においても、現段階において、昔は 1 つの集落で

きていても一緒にみんなで、そうした保存会をつくって維持していこうとか、そういうことは、もう既に、みんな努力をされております。

ただ、これは時間を、どこの時点で見るとかで、先ほど、お話しの限界集落になる可能性の町とか、また、それがならない地域だと言っても、これは、現段階で、それが 10 年後には、そういう状況になる可能性が、準限界集落とかいっぱいあるわけです。

だから、そのために、どうしていくかということで、地域の集落の維持、そういう文化や伝統だけではなくて、毎日の生活そのものも含めて、集落維持をするために、相互連携、相互扶助、連携をしていこうと、だから集落の統合も考えていこうとか、そういうことが既に、それぞれのところからも動きができてきて、集落のそうした統合もなされてきたという結果で、今後もそういうことを考えておられるところはあると思いますし、また、考えていかないと、集落が維持できないということでもあります。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛議員。

12 番（石黒永剛君） はい、最後になります。

結論的には、町長と同じ結論になるんですけど、私は、昭和が抱えた時代を青年期で過ごしました。その時分は、高校を卒業すれば、皆、東へ東へと仕事を求めて出た時代です。その人たちが、今もう高齢者という形になってきているわけなんですけれども、今現在、考えてみますと、佐用の高等学校の子供が卒業すれば、ほとんど出てしまっております。人が減るということは、その 1 人の人間が生まれてから死ぬまでの消費というものがあります。そして、さらに生産に向かった大きな生産力を持っております。人が減るということは、非常にそういうことからして、力がなくなってくると、町に力がなくなってくるという捉え方を私はしております。

この質問をさせていただいた 1 つの大きな背景に、南光地区で子供が少なくなったという参加者の皆さんの中からありました。その時に、ああこれは、皆さんに佐用の状況を知ってもらうことから、この問題は取り組みができるのではないだろうか。私たち、行政に携わる者だけではなく、町民の皆さんにまで、そういった少なくなったんだ。何とかしなければならないなという意識を持っていただく、そのことが、一つは、この道からの脱出の本当に小さな力になるのではないかなと、私は思っております。

地方自治体の崩壊、消滅は、私はないと思います。何らかの形では存在はするけれども、力がなくなってしまった形になるかもわからんのです。

私は、今の人口を維持しつつ、小さくてもいい、輝ける町というものを、今、ここで考えていかなければ、これは警鐘やと思います。町長もおっしゃいましたけれども警鐘です。それも、ただ単なる民間団体からの警鐘でなくして、それなりに政府をも動かすだけの力を持った立場の皆さんからの警鐘であると捉えております。

私は、結論として町民の皆さんにも、今、佐用の置かれた状況がどこにあるのかいうことを投げかけさせていただきたい。表意させていただきたい。そういった意味で、本日の一般質問をさせていただきました。

まちづくり全てが町民の皆さんとともに、同じ認識のもとにやっていかなければならない。そういったことで、私は、今回の質問をさせていただきました。ありがとうございました。終わります。

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛議員の発言は終わりました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、議場の時計で午後 3 時まで休憩をいたします。

午後 0 2 時 4 5 分 休憩

午後 0 3 時 0 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を再開します。
次、2 番、千種和英君の発言を許可いたします。

〔2 番 千種和英君 登壇〕

2 番（千種和英君） 議席番号 2 番、千種和英でございます。本日は、通告書に基づき 2 件の質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。子育て支援の観点からの学校体育の実施方針についてでございます。

平成 27 年度当初予算から、合併 10 年を迎える本町において、町長の人口減少対策、子育て支援対策を最重要課題として位置づけられていること。

具体的には、小中学校の児童・生徒への副教材費支援としての商品券の給付。地産地消促進・農業振興を目指しながらの給食費の負担軽減。姫新線の利用促進も兼ねた、小中学校の校外学習への助成。第 2 子以降の保育料の無料化などの積極的な施策については高く評価させていただくとともに、子育て世代の親のひとりとして、また地元商業者のひとりとして感謝をいたします。

ただ、それ以上に課題も山積しているのではないかと感じております。その点につきまして、町長、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

今回は、児童生徒の学校体育、特に中学校の部活動の取り組みと、社会体育の促進についてでございます。

現在の町内の 4 校の中学校では生徒数の減少から、学校体育としての種目が制限されています。その結果、校区外への越境通学、これ、後で教えていただいたんですけど、越境通学という言葉、今、使わなくて校区外通学・区域外就学と言うらしいんですけども、以下は、そういうふうに訂正させていただきます。校区外就学の生徒があります。

そこで、以下の項目についてお尋ねをしたいと思います。

ア、本町における校区外通学・区域外就学の状況、人数及び理由の把握をされているのか。

イ、積極的に校区外通学・区域外就学を受け入れられている上郡町の要項と状況の把握をされているのか。

ウ、本町の今後の取り組み方針について。

エ、住民、これは児童・生徒、また、親の要望・児童の社会体育取り組み状況を把握されているのか。

オ、積極的な取り組みをする場合の課題を認識されているのか。これは、当然、指導教員数でありましたり、移動の手段、連盟、上部組織のあることですので、そういったことを認識されているのかどうか。

カ、社会体育の連携との可能性はないのか。

以上、この場からの質問とさせていただきます、残りは議員席からさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） それでは、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、千種議員のご質問にお答えします。

町長、教育長の答弁となっておりますけれども、私のほうから最初に答えさせていただきます。

まず、議員が学校体育と言われております表現であります、学校体育と部活動とは違うものと理解して、先ほど、議員もおっしゃいましたように部活動ということでお答えをさせていただきます。

1つ目の本町における区域外就学の状況の把握についてお答えいたします。佐用町においては、いわゆる、先ほど、議員のほう越境通学と言われましたけれども、区域外就学という言葉を使わせていただきます。町外へ5名、町内で2名ございます。いずれも、小学校の間に組みこんできた社会体育活動を中学校になってからも部活動として継続したいという理由からでございます。

2つ目の積極的に区域外就学を受け入れている上郡町の要項と状況の把握についてお答えします。上郡町の区域外就学を認める許可条件についてでございますが、当該生徒が地域の中学校に該当の部活動がない場合で、中学校入学後も当該部活動を卒業まで継続したい場合に限り許可されています。なお、卒業まで部活動が存続することや顧問の異動がないことなどを保証するものではないと明記されています。佐用町外への就学者5名はいずれも上郡中学校で、小学校時代の種目を続けたいとの理由によるものでございます。

3つ目の本町の今後の取り組み方針ですが、基本的には、学校部活動の設置については学校長の裁量の範囲としております。教育委員会としては、チーム編成が必要な競技の部活動を新設するに当たっては、現在ある部活動の廃部等につながる可能性も出てきますので、生徒数の減少や町全体の中学校の実態からして現状が適切妥当であると現在のところ判断しております。学校では全員入部。体育系、文化系について、保護者に理解を求めています、学校外の社会体育を中心として活動していた生徒については、チームやペアなどの複数名で行う競技ではなく、できる限り個人種目の部に所属し、体力の向上等に努めることを指導してまいっております。学校では、部活動も学校教育の一環として捉え、生徒の心身の健全な育成を目指したいと考えているところです。社会体育の組織がその受け皿となっていただけけるかどうかについては、今後、所管の生涯学習課等々と十分な議論が必要かと考えています。

4つ目の住民の要望・児童の社会体育の取り組み状況の把握についてですけれども、中学校の部活動につきましては、これまでも生徒・保護者からの要望もございましたが、先ほど申し上げましたこととお話するとともに、学校経営の方針や部活動の現状等について丁寧に説明し、その中でどのような方法が最もよいかをともに協議検討し、ご理解を得ているところでございます。社会体育の取り組みの現状につきましては、少年野球や硬式野球、小学生バレーボールやソフトボール、サッカー、バスケットボール、バトミントン、剣道、柔道、空手など、佐用町体育協会には10種の協会があり、全部で29チームが加盟しておられると聞いております。協議によって、対象者を小学生や中学生に限るものもあれば、幼児から中学生までさまざまな年齢層を受け入れて活動をされておるところです。

5つ目の積極的な取り組みをする場合の課題等についてお答えします。積極的な取り組みというのは、新しい部の開設ということと受け取るならば、指導する教員数は、学級数による定員配置であり、部活動のための教職員定数の加配はございません。また、部活動の活動中は教員がその場において指導・支援をすることが原則となっておりますので、顧問は2名以上の複数の教員を充てておりますので、教員数からも設置できる部活動の数は限られるということでございます。部活動はあくまで各学校の教育の一環であります。積極的な取り組み方法の1つとして、小規模校においては、他校との合同チーム等の編成についてという考え方もあるかと思います。

しかし、その実施におきましては、さまざまな課題もあるのが事実であります。

まず、義務教育の段階ですので、進路に向けて学力等をしっかりとつけたいというのが一番であります。そのために、各教科の授業時間を確保することを最優先し、教育課程、いわゆる学校の時間割を編成することが本来の主旨でございます。仮に、他校との合同チームを編成することを仮定した場合、練習時間等の移動には生徒の安全を考えるとバス等の移動となります。部活動の移動のための時間をつくり出すことを最優先した時間割編成は、なかなかできません。

また、中学校では自転車通学の生徒も多く、練習後は、また本来通学している学校へ帰り、自転車で家へ下校することを考えた場合、十分な練習時間を確保することが、なかなか難しいのが現状であります。

中学校体育連盟についての加盟についても幾つかの制限がございます。種目については、バレーボール、バスケットボール、野球、ソフトボール、サッカーと限定され、連盟への申請制度がとられておるところです。

また、合同する1校で出場の最低人数に達していないことや週1回以上の合同の活動が計画的・継続的に行われていることも条件になっております。

6点目の社会体育との連携の可能性についてお答えいたします。これまでもさまざまな課題についてお話しさせていただきましたけれども、現在考えられる連携につきましては、外部指導者の活用が取り上げられることが多くあります。ただ、文部科学委員会等の中では、外部指導者の活用につきましては、その手当等の確保とともに、学校教育の一環としての部活動の指導者であり、部活動に対する考えを共有できるように、外部指導者に十分な研修を課し、部活動指導者としての資質認定を行うことが望ましいとの意見も出ているところでございます。社会教育との連携の可能性を含め、そのあり方等について、生涯スポーツの観点に立ちながら考えていく必要があるのではないかと考えているところです。

学校の部活動につきましては、このようなさまざまな課題がありますが、教育委員会といたしましては、現状の中で最大限、生徒の健全な心と身体を培い、生徒一人一人が生涯スポーツに親しむ基礎づくりをしっかりと育みたいと、そのように考えているところです。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、やっぱり数多くの課題等々も、やっぱりあるのかなということを再認識させていただきました。

答弁の中にも、端々には、やっぱり思いというのもし出てきたんですが、教育長の思われ

る教育行政における部活動の役割りというのを、もう一度、端的にまとめて答弁いただけますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 難しいご質問ですが、私は、先ほども申しましたように、特に公立中学校、佐用町立中学校の部活動のあり方の基本は、いろんなスポーツや文化活動を通じて、子供たちが将来しっかりと自分の健康や、さらには情操、そういうものを養う基礎を培うものだ、そのように認識しております。

ですから、練習を重ねて、本当に子供たちはしんどい目して、少しでも勝ちたい、優勝したい、その思いはしっかりと受け止めつつ、それが、全てであるという考え方には立ちたくない、私も、いろいろと陸上や女子テニスの指導をしてみましたが、本当に素人でした。しかし、子供たちの意欲を消すことはできません。意欲を、やっぱりかもし出さないといけない。そういう中で、やってきたんですけども、選手になれず3年間卒業した子供たちも、たくさんおります。しかし、そのことが、将来の自分の生き方につながっていく。そういうことを義務教育の中では、しっかりと考えていきたい。

一方、皆さんもご存じのように、競技種目として小さい時から練習してきた、それを生かす方法、それを模索していく。みんなで子供が将来伸びていくことを考えていく。それには、いろんな制約がある中で、許せる範囲で、その子の生き方、その親の思い、そういうものを受け止めていきたい。そのように考えています。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） はい、ありがとうございます。そのとおりだと思います。

私自身も、特に中学校の部活動というのに特化させていただいたのは、今の時代、やはり小学生が親、児童ともに、やっぱり多くの時間、労力を費やして、周りの多くの方々、指導者に支えられながら、我々の時代と違うぐらい熱心にその競技に打ち込んでいらっしゃる。それが、中学校の、やっぱり伸び盛りの時代に継続できない。何とかならないのかという住民の声で、今、こういった質問をさせていただいておるのですが、当然、部活動、競技力の向上というのは、もちろんなんです、それだけではなく、健やかな身体の育成であったり、礼儀作法、忍耐力、協調性を学ぶために部活動があるというのを、私どもも認識をしておるつもりでございます。

また、今、現状を見ますと、これ佐用中学校の場合なんです、全員部活動に入部ということになっておるんですが、社会体育、ほかのクラブチームに参加している生徒におきましては、その社会体育に属しているよという扱いをしていただいて、外部のクラブチームの練習を、それを部活動の一環だと認めていただいているように、今の現状に合った対応をしていただいていることには、非常に感謝をしております。

その中で、先ほど言いました、校区外への通学という部分ですけども、当然、少数派でありますし、当然、そのご家族が、そういったことをしますよということをご自身のほ

うで選択されてされているんですが、佐用町内でも校区外へされる時に自転車での通学が認められない。なるべく公共交通機関、姫新線や智頭線を使ってくださいということを言われているそうでございます。そうしますと、やはり時間が合わないという問題が出てきているように聞いております

学校の部活動の時間の終わり。また、テスト中に列車がない時には、親に迎えに来てほしい。学校内で待たせてもらったらいいですよという話をしているんですが、いや、それはちょっと困るので、親御さんに迎えに来てくださいということで、今、送り迎えをされているということなんですが、距離も長くなり、安全面というのも問題もあるんでしょうけれども、自転車通学が可能なところであれば、そういった対応がとれないのか。

だとか、列車の時間がない時、1時間でも校舎内で時間をつぶす時間を認めてもらえるかというような、そういった柔軟な対応というのはとれないかどうかということを質問させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） そうですね。柔軟な対応したいんですね。

区域外就学というのは、居住地から違うところへ行くということが基本になります。居住地にいた時には、それぞれ距離によって、スクールバスであるとか、徒歩であるとか、自転車であるとか、必然的に決まってまいります。

で、区域外就学を申請される時に、その条件として、親の責任においてということでございます。

ですから、親の責任において交通機関を利用して行くか、また、親が毎日送迎するか、そういうことで、親の責任においてということですので、それ以上のことにつきましては、例えば、ケガをした時とか、そういうことについては、その時、その時の対応になるかと思いますが、全体的には、先ほど申したとおりでございます。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） はい、承知をいたしました。

私が、今回、質問させていただいた趣旨としましては、やはり児童数、生徒数が減少する中での学校の規模適正化という対策が取られました。この結果、さまざまな賛成、反対の議論もあったことは、ご承知のことと思います。

とりわけ、子供たちの環境改善、当然、規模適正化は改善のためにされたと思うんですが、それが、やっぱり改悪ではなかったのかという声もあることは事実であります。

ぜひとも、この町に生まれ、育ってきた子供たちがよかったねって、この町で生まれ、育って教育を受けたからよかったねというような教育環境をつくっていただけるために、ぜひ今後の対応というのを考えていただきたいと思います。

やはり先ほど言われたように、部活動の意義というのが一番大切なことでございます。また、子供たちの安全という面も考慮して、今の体制をとられていると思いますが、また、

今後、中学校統合の話も策の中にはございます。何とか、今後の地域の子供たちが健全にスポーツに取り組めるような環境を、何とか整えていっていただけるように、一步ずつでも何か改善が見られるようでありましたら、お願いしたいと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、千種議員がおっしゃいましたように、小学校、学校統合させていただきました。今後も、適正化につきましては、進めていくわけですが、とりわけ中学校においては部活動がしっかりできるんじゃないかという思いも強く持たれている方もございます。

しかし、その中で、やっぱり学校というところは、集団で生活したり、いろんなことをしていきますので、学校の教育のあり方を、地域の皆さんも保護者も各議員におかれまして、しっかりと議論し、ご理解を賜りたいと思うわけです。

と言いますのは、少数の方が、どうしても強く言われてきますので、そのことに対して、学校が受け入れると、また、次々出てくるわけです。これだけでは終わらないわけですね。みんな、いろんな思いがかるわけです。習字をしたい人は習字部つくってくれ。木を植えたり、もっともっと違う、今、幅広い、いろいろなものがありますので、そういうことを、今の公立学校が全て受け入れられるかというたら、当然、できないわけです。そのへんを、お互いに議論し合いながら、子供たちが健全な成長ができると、そういう視点で、私たちも、私も考えていきたいと考えております。どうもすいません。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

我々の立場としましても、何とか、住民の方々の要望に応えることはもちろんですが、できることと、できないことは、きっちり判断をしながら、我々の立場で住民の方々にご理解いただけるように頑張っていきますので、また、ご協力よろしくお願いいたします。

続きましての質問にまいらせていただきます。

新農産物直売所構想の進捗状況はでございます。これにつきましては、再三質問させていただいておりますが、最近、周辺環境が変化したという情報も耳にしております。そういったことを踏まえまして、その今現在の進捗状況をお尋ねしたいと思います。と同時に、また、町長としての意向の方向性をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員から2点目のご質問で、新農産物直売所構想の進捗状況はについてのご質問にお答えをさせていただきます。

この課題につきましては、先の3月議会でも千種議員からのご質問に対しまして答弁を

させていただいております。近隣の同様な施設の状況も見ながら、若手農業者や町内直売所運営をしていただいている方々との対話や協議を継続することによって、佐用町に適した施設の規模、また、内容を煮詰めていきたいというふうに考えておりますというふうにお答えをさせていただきました。

この予定をしております徳久バイパスにつきましては、順調に工事を進めていただいております、この12月には開通をする予定であります、この計画そのものにつきましては、それから3カ月でありまして、大きな進捗はございません。

ただ、工事の中で、当然、開発をするとすれば、基盤的な排水とか、そういう問題が出てきますので、そういうことについて、県のほうに事前にできる範囲内で対応をしていただいているところでございます。

ただ、先ほど、千種議員も少し、その状況の変化と言うこともお話がありましたけれども、現在、播磨科学公園都市内の光都プラザの前におきまして、前の現在、広場がございます。そこに兵庫県企業庁が計画する道の駅の計画が浮上をしております、科学公園都市を構成している3町協、たつの、上郡、佐用、その3町に対しまして企業庁から簡単な、そういう計画を考えたいんだという打診はございました。これは、科学公園都市が、なかなか当初の計画どおり熟成していかない。人口も張りつかないし、土地の活用がなかなか進まないということの中から、企業庁として、土地の新たな活用と、科学公園都市の今後を考えた中で、そうした施設を考えたいんだということであります。

ただ、計画そのものが、まだ具体的なものではありませんので、詳細な、それに対する検討はできませんが、今後、それが実際に実施をされるということであれば、周辺市町、私たち佐用町においても大きな影響がありますので、当然、町といたしましては、そういうことも十分考慮に入れた上で、町としての、そうした施設のコンセプト、また、内容について十分検討しながら進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、昨年、国のほうから地方創生、総合戦略が打ち出されまして、そうした施設の計画においても地域の活性化・雇用の確保につながる事業ということで、この地方創生戦略の対象事業ですね、また、財政的な支援措置等も得られるということでもありますので、当然、こうして、その計画について、直売所、また、それを支える農業生産の組織、そういうものを、この地方創生の総合戦略事業の一環として1つの事業として取り組んでいきたいと、そういうふうに考えているところであります。

まだ、具体的に総合戦略というのが、これから、いろいろな面から検討して行きますので、その中の1つの事業、実施していく具体的な事業として盛り込んでいけるかどうか。どういう形で盛り込んでいくか、このことについても、今後、検討させていただきます。

現在の状況は、そういうことでありますので、これをもって答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

私どもが再三質問させていただいている趣旨ですけれども、直売所の、やっぱり運営だけを考えているわけじゃないということをご理解いただきたいと思います。

どういったことかと言いますと、私自身が、今、県下全域の小規模集落を支援すること、野菜の集荷、販売というような事業のお手伝いをさせていただいております。

その中で、やはり町内の生産者の方を回っても、野菜を売りたいんやけど、これ以上、

販路が増えるんだろうか。農業、頑張れ、頑張れと言うけれども、本当に販路があるんだろうかということを、やはり声として聞きます。

町長も、以前から基幹産業として、やはり農業を捉えていくというお言葉、答弁をいただいておりますが、私自身も、それはやはり将来性のあることだと思っております。

その中で、やはり生産者の育成と販路の拡大、これいつも言っているんですけども、この両輪がうまく駆動していったって、農業が産業として成り立つのではないかというような期待をしております。

また、私自身も商業者なんですけど、いろんな商店街振興策等々も打ち出させていただいておりますが、残念なことに、やはり今までの商業形態で何とか浮き上がろうというのは難しい状態というのは、これは周知の事実でございます。農業の6次化に商業者が参入して行く。また、販路拡大であったりマーケティング、ブランディングに商業者の若手が、次、かかわっていくなどとか、第2創業的に今までの商業のノウハウを持って農業とコラボをしていくというのが、この地元佐用町の産業育成にもつながるのではないかというふうに常々思っていますし、今までにも、そういったことを、この質問でもさせていただいたと思います。

ぜひとも、この直売所、また、ひょっとすると、テクノのほうにできるかもしれないという状況もありますけれども、そういったことを上手に検討させていただいて、調整をさせていただいて販路の拡大、また、それと同時に生産者の育成。特に若手、今からのやはり仕事をつくっていく就労の場所としての農業というのは可能性があると思いますので、そういったことをお願いしたいということを切に思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） このことは、今、千種議員がお話しになったとおり、同じ思いで、これまでも、私は答弁させていただいたと思います。そういう考え方で進めております。

ただ単に、新たな直売所を設置すればいいというわけでは、これは、その内容的に、その施設の内容としても、そうした利用者の方にとっても魅力のあるものにはなりません。やはりそこに、どんな物を並べることができるか。生産者として、そこに供給していただいて、その中身ですから、その中身によって、また広く農業というものを、もう一度経営ができる事業としての農業にしていかなきゃいけない。そうしないと、次の後継者、若い人たちに農業を進める、農業をやってくださいということは言えません。ですから、それが言える農業を目指したいと。その1つの核となるかどうかわかりませんが、当然、生産から集荷、販売、加工ですね、そういう中の、まず一体的なものの中の1つとしての直売所の考え方を、私は、当然、持っております。

それには、今までの既に長年運営をさせていただいている加工所、直売所、これもあります。それに新たにそうした計画も浮上をしております。

そうした地域全体の中で、どう位置づけていけるのか、また、経営が今後、逆にその施設がそうした考え方に対応できるかどうか、これは十分検討していかなければならないというふうに思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） 千種和英議員。

2 番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

今、本当に商業者、疲弊をしております。商業者の方向転換というのも急務な問題だと認識しております。

また、農業経営者に関しましても、何とか農業で経営をしていこうということ、2つ合わせましても、今日明日にできることではございません。何とか、こういった直売所の計画の振興とともに、同時並行的に一步ずつ関係部署と協力をしていただいて、そういったことが完成した暁には、きっちりと活躍のできる産業の育成をお願いをして、私の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 千種和英君の発言は終わりました。

お諮りします。あと、3名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は明日、6月11日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもご御苦労さんでした。

午後03時37分 散会